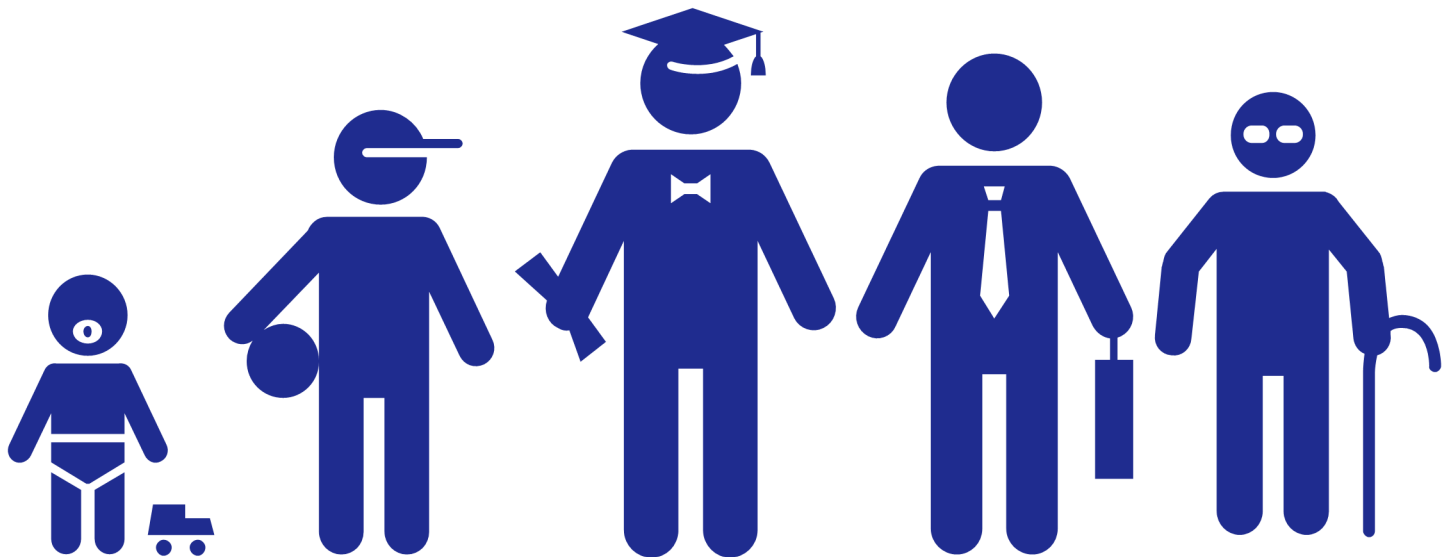


第2次 板倉町地域福祉計画 板倉町地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画



令和7年3月
板倉町・板倉町社会福祉協議会

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、地域のつながりの希薄化など、地域社会をとりまく環境は大きく変化しており、制度のはざまの問題など福祉の課題が複合化するとともに、町民の福祉ニーズも多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに人とのつながりが一層保ちにくい状況になりつつある中で、高齢者の孤独・孤立問題が顕在化し、孤独死も増加傾向にあります。



これらの課題に対する取組としては、地域の住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えたつながりを築き上げ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が必要です。

板倉町では、「地域共生社会」の実現に向けて、「だれもが ともに支え合う 安心して暮らせるまち いたくら」を基本理念に掲げ、「板倉町地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。今般策定する「第2次板倉町地域福祉計画」においても、基本理念は継承しつつ、「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を4つの柱として包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」づくりを推進できるよう、現計画と同様に板倉町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

インターネット社会の普及により多くの情報があふれている中で、福祉サービス等の情報を必要としているかたへ必要な情報を届けられるよう、SNS等を活用することとわかりやすい情報の発信やバリアフリー化の推進に努めます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆さま、策定懇談会にご参加いただき、貴重なご意見やご提言をいただきました策定懇談会委員の皆さま、関係機関・団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

板倉町長 小野田 富康

はじめに

板倉町第2次地域福祉活動計画策定にあたり、町民アンケートや策定懇談会委員・関係団体の皆様より貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。

いよいよ、今年度から「2025年問題」と言われてきました、超高齢化・少子化時代に突入いたします。



板倉町でも、人口減少が続くなか、高齢者人口は増え続け36%に達しています。そして、高齢者の一人暮らしは増え、孤独、孤立への対策が急がれています。反面、出生数は急激に減り、年度における出生数は、30人に達していません。

そうしたなか、行政区の加入率70%と、年々減り、老人クラブやボランティア団体への登録者も近年の推移を見ると減り、地域での繋がりや助け合いが希薄になりつつあります。

このような状況下において、基本理念や基本目標は変えませんが、「高齢者福祉」「障がい者福祉」「児童福祉」に取り組みます。

社会福祉協議会は、行政と共に、行政区長会・民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体、関係団体、関係機関と一体となり、地域福祉の中心として取り組みます。

多様性の時代変化に対応した計画を実施するうえでは、町民の皆様のご理解ご協力、そして多くのかたが積極的に参加していただくことが必要不可欠であります。板倉町地域福祉活動計画を基にサービス向上を目指し頑張っていく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会
会長 峯崎 俊雄

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 各計画の法的根拠.....	2
(1) 地域福祉計画.....	2
(2) 地域福祉活動計画.....	3
(3) 成年後見制度利用促進基本計画.....	4
(4) 地方再犯防止推進計画.....	5
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定方法.....	7
6 SDGs（持続可能な開発目標）の取組.....	8
第2章 板倉町の現状と課題.....	9
1 統計からみる板倉町の現状.....	9
(1) 人口構成.....	9
(2) 年齢構成の推移.....	10
(3) 高齢者世帯の状況.....	11
(4) 子どもの状況.....	11
(5) 支援を必要とするかたの状況.....	12
(6) 地域の状況.....	15
2 アンケート調査からみる地域の福祉に対する板倉町の現状.....	16
(1) アンケート調査の概要.....	16
(2) 主要な調査結果.....	17
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方.....	35
1 計画の基本理念.....	35
2 計画の基本目標.....	35
3 計画の体系.....	36
第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の展開.....	37
基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり.....	37
基本施策1 地域住民の福祉意識の育み.....	37
基本施策2 地域福祉の担い手づくり.....	39
基本施策3 地域コミュニティ団体の強化.....	41
基本目標2 みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり.....	42
基本施策1 包括的な相談と連携.....	42
基本施策2 福祉サービスの充実.....	44
基本施策3 福祉サービスの利用の促進.....	46
基本施策4 いきがい・健康づくりの促進.....	48

基本目標3	みんなで支え合う安全・安心の地域づくり.....	49
基本施策1	支え合う地域づくり.....	49
基本施策2	地域に住むかたの交流の促進.....	51
基本施策3	災害に強い地域づくり.....	53
第5章	成年後見制度利用促進基本計画.....	54
1	成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と体系.....	54
2	成年後見制度利用促進基本計画の施策の展開.....	55
基本目標	地域で支え合い権利と利益を守るまちづくり.....	55
基本施策1	権利擁護支援のネットワークづくり.....	55
基本施策2	安心して利用できる環境づくり.....	56
基本施策3	利用者がメリットを実感できる制度づくり.....	57
第6章	再犯防止推進計画.....	58
1	再犯防止推進計画の基本目標と体系.....	58
2	再犯防止推進計画の施策の展開.....	59
基本目標	誰一人取り残さない安全で安心して暮らせる地域づくり.....	59
基本施策1	民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進.....	59
基本施策2	地域の犯罪や非行の防止及び学校等と連携した修学支援.....	60
基本施策3	保健医療・福祉サービスの利用促進.....	61
第7章	計画の推進と進捗の管理.....	63
1	計画の推進体制.....	63
2	計画の進捗を管理する体制.....	64
資料編		65
1	板倉町地域福祉計画等策定懇談会設置要綱.....	65
2	板倉町地域福祉計画等策定懇談会委員名簿.....	66
3	板倉町地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱.....	67
4	板倉町地域福祉活動計画策定懇談会委員名簿.....	68

<備考>

○「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では、人口減少や少子高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯や、様々な生活課題を抱える世帯、制度のはざ間の問題や複合的問題を抱える世帯が増えてきています。さらに令和2年以降では、新型コロナウイルス感染症の流行により、人とのつながりが一層保ちにくい状況となっています。

このような状況の中、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てと親の介護の両方を同時に行う「ダブルケア」、高齢で年金以外の収入がない親とひきこもりで無職の子が同居する「8050問題」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることを意味する「ヤングケアラー」など、対応すべき課題は複合的・複雑化してきており、制度・分野別の支援だけでは対応が困難な状況になっています。

こういった課題への対応では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が必要です。「地域共生社会」の実現に向けては、国において平成28年に設置された『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』により示された「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を4つの柱とし、市町村における包括的な支援体制の構築等を進めることにより、「地域共生社会」の実現を図るとしています。

このような社会情勢や国の動向を踏まえ、板倉町総合計画との整合を図りつつ、地域のかたが支え合い安心して暮らしていくことを目指し、町民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、町などが一体となって「地域共生社会」づくりを推進すべく、『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』を一体的に策定します。

また、地域福祉計画の施策において、権利擁護の推進は重要な要素の一つであり、その中に位置づけられる成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するためのもので、成年後見制度の利用促進は大変重要であることから『成年後見制度利用促進基本計画』を策定します。

さらに、安心して暮らせる地域づくりのため、犯罪者の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように社会復帰を支援し、犯罪を犯した者の再犯防止を推進するための『再犯防止推進計画』を策定します。

2 各計画の法的根拠

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉に関する事項を一体的に定めるものです。板倉町の「板倉町総合計画」を最上位計画とし、地域における様々な生活・福祉課題とそれに対応する必要なサービスの内容などを明らかにし、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無に関わらず、「だれもが」とともに支え合う安心して暮らせるまち「いたくら」を目指す計画です。

併せて、福祉分野の対象ごとに定められる、個別計画の上位に位置づけられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（２）地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第１０９条に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の「社会福祉協議会」が、地域福祉を推進するために実施する事業を、計画的に定めたものです。

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第１０９条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

社会福祉法（平成３０年４月改正分を含む）から抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第１０９条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的なしくみが記述され、地域福祉活動計画では、地域福祉の具体的な施策が個々に記述されます。従って、これらの２つの計画は連携し整合性を取ることで、より効率的・効果的な地域福祉の推進が図られます。

（３）成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度利用促進基本計画」とは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でないかたに対して、財産の保護や契約の支援をする「権利擁護サービス」の普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域でだれもが自分らしく暮らしていけるためのシステムの整備を進めています。

市町村は、国の定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとして規定されました。

なお、平成２９年に平成２９年度から令和３年度までを取組期間とする第一期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。また、令和４年に令和４年度から令和８年度までを取組期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

成年後見制度に関わる法令

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第１２条第１項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第１４条第１項（抜粋）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画（平成２９年３月２４日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

(4) 地方再犯防止推進計画

「地方再犯防止推進計画」とは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、平成29年に策定され令和5年に第二次計画に移行した国の「再犯防止推進計画」、また、平成31年に策定され令和6年に第2次計画に移行した「群馬県再犯防止推進計画」を勘案して、市町村において再犯の防止等に関する施策を実施するために策定するものです。

板倉町においても、これまで安全で住みよい地域社会の実現のため社会を明るくする運動等を通して、更生保護の役割や重要性を町民等に広報するなど取り組んでまいりましたが、さらに推進するため、板倉町再犯防止推進計画を、体系上の関連計画である板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定します。

再犯の防止等の推進に関する法律から抜粋

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

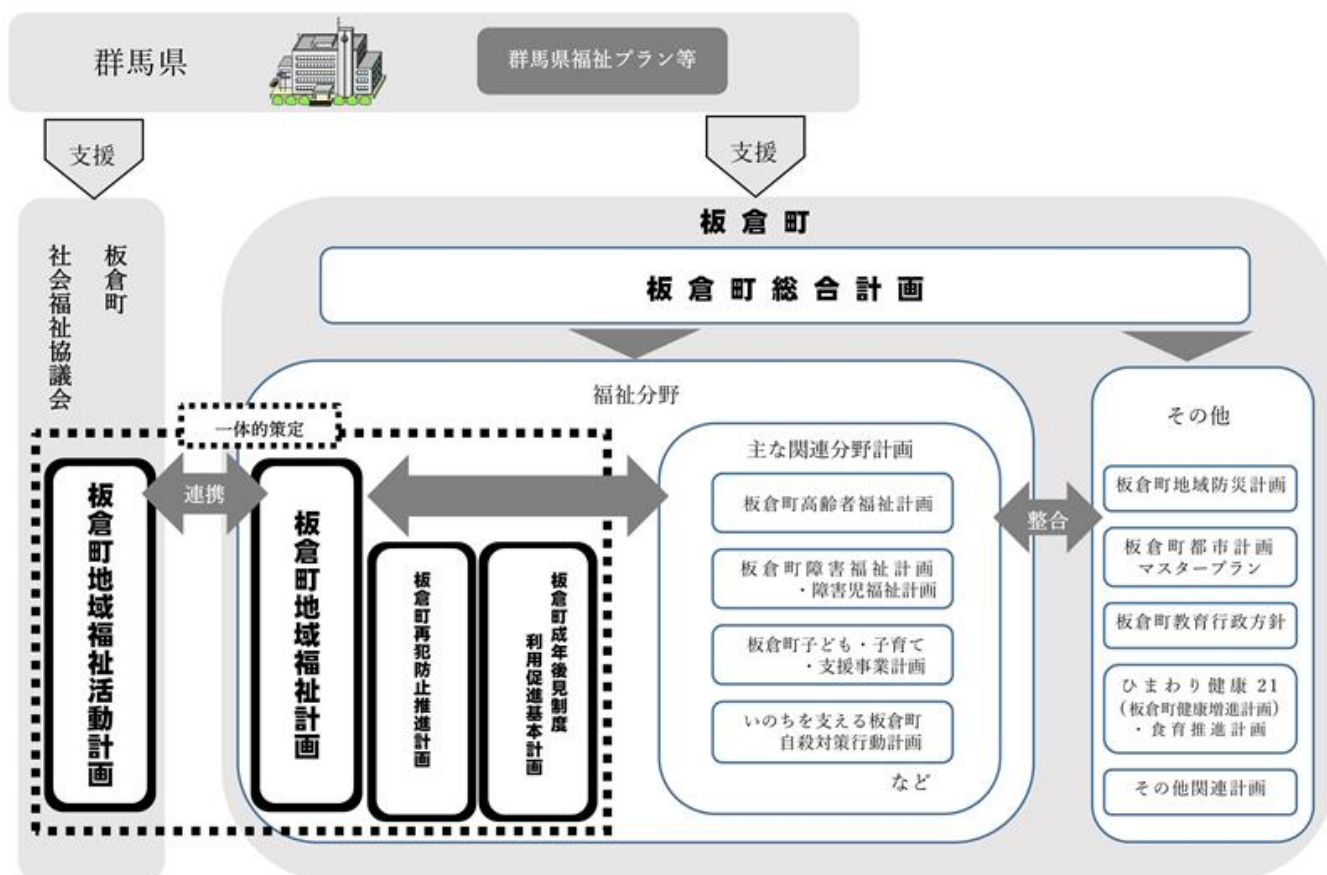
3 計画の位置づけ

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体などによる活動、行政などによる公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していくしくみづくりが必要です。

このため、板倉町の策定する「板倉町地域福祉計画」と、板倉町社会福祉協議会の策定する「板倉町地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の効率的な推進、自助・互助・共助・公助の連携体制のより一層の充実、官民が協働した取組による地域の課題解決を目指します。

「板倉町成年後見制度利用促進基本計画」及び「板倉町再犯防止推進計画」についても、「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、調査や評価・見直しを一体的に行うことができます。

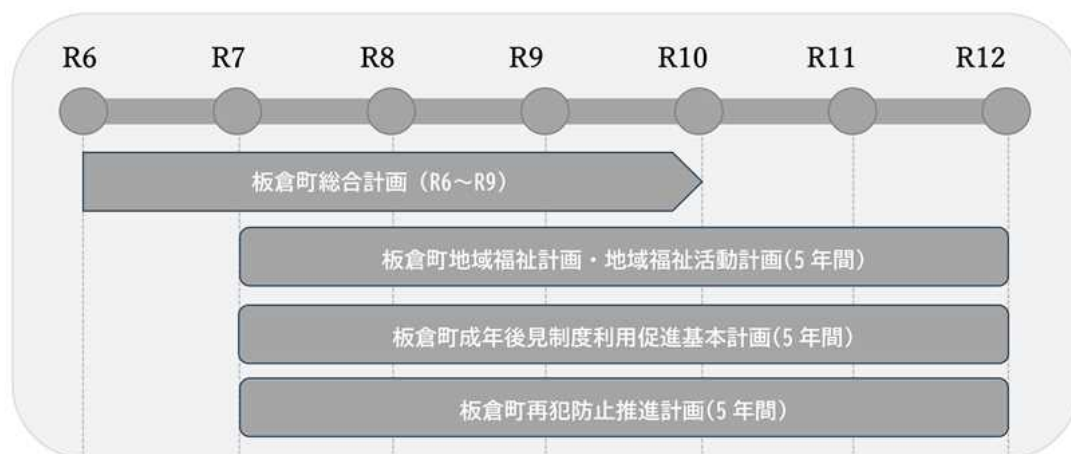
さらに、すべての町民を対象とした福祉計画として、「板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・介護保険事業計画）」や「板倉町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「板倉町子ども・子育て支援事業計画」、「いのちを支える板倉町自殺対策行動計画」などとも整合を図ることで、板倉町社会福祉協議会と連携し、地域福祉を推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、計画期間中に社会情勢や法的要請事項に著しい変化があった場合、また関連する他の計画との整合を図る必要が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととします。



5 計画の策定方法

本計画を板倉町の実情にあった、実効性の高いものとするためには、町民の抱える生活課題、福祉課題、地域における身近な課題などを明らかにする必要があります。また、地域福祉を効率的に推進するためには、保健、福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、板倉町社会福祉協議会などとも連携した取組が必要になります。

計画策定にあたっては、町民の皆様の実態を把握し、視点を取り入れるため、また、関係者からの意見を聴取するため、以下の方法にて情報収集を行いました。

- 板倉町の地域福祉に関する町民アンケート調査
- 策定懇談会の設置
- 町民意見公募（パブリックコメント）

6 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が定められています。

○ 17の目標



出典 国際連合広報センター

○ 本計画が取り組むべき SDGs の目標



出典 外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」(平成29(2017)年3月)

第2章 板倉町の現状と課題

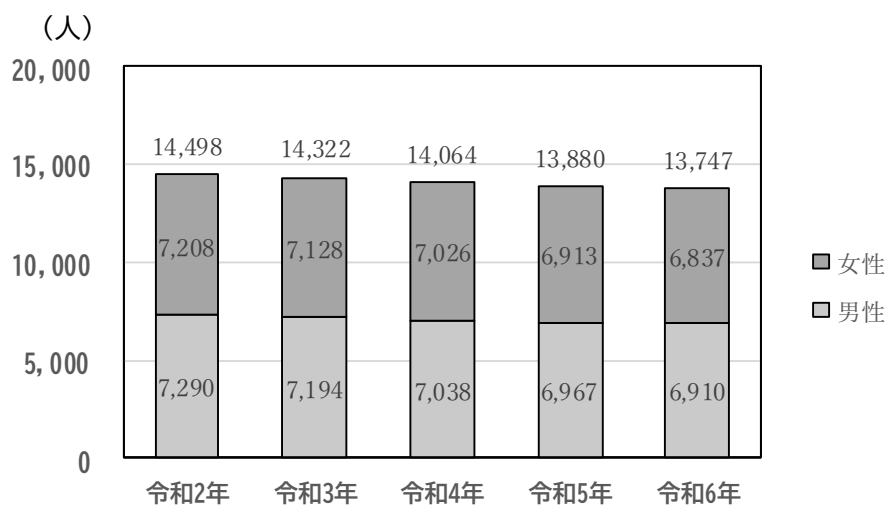
1 統計からみる板倉町の現状

(1) 人口構成

板倉町の総人口は減少が続いており、令和5年には14,000人を切り、令和6年には13,747人となりました。令和2年から751人減少しています。

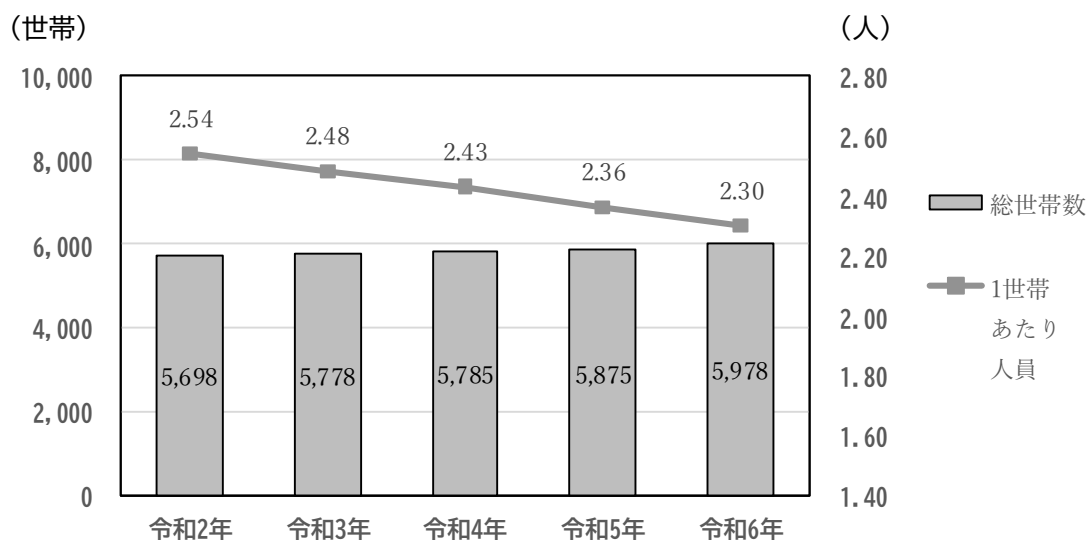
総世帯数は280世帯増加していますが、1世帯あたりの人口は0.24人減少しています。

○ まちの総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

○ まちの総世帯数と世帯あたり人員の推移



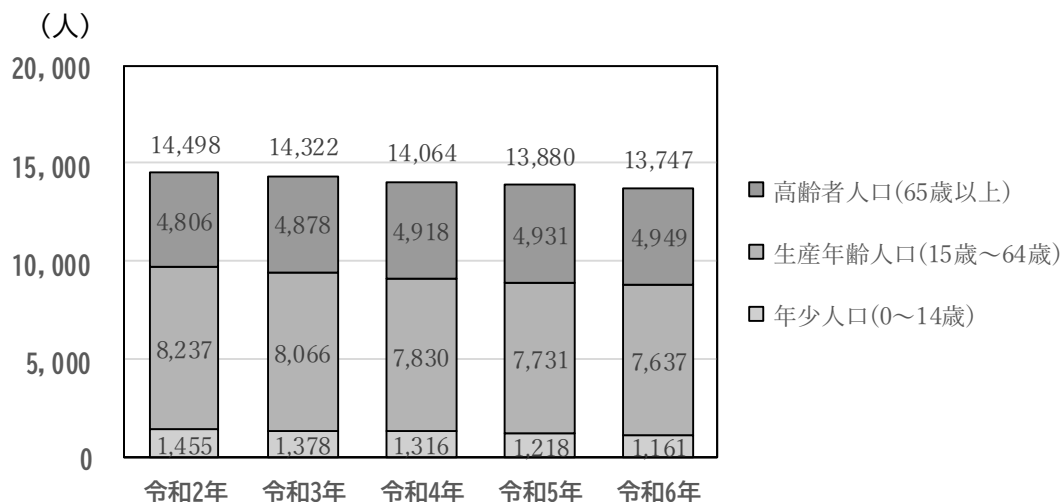
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 年齢構成の推移

人口3区分別では、令和2年から令和6年にかけて、65歳以上の高齢者人口が143人増加、15～64歳の生産年齢人口は600人減少、0～14歳の年少人口は294人減少となっています。

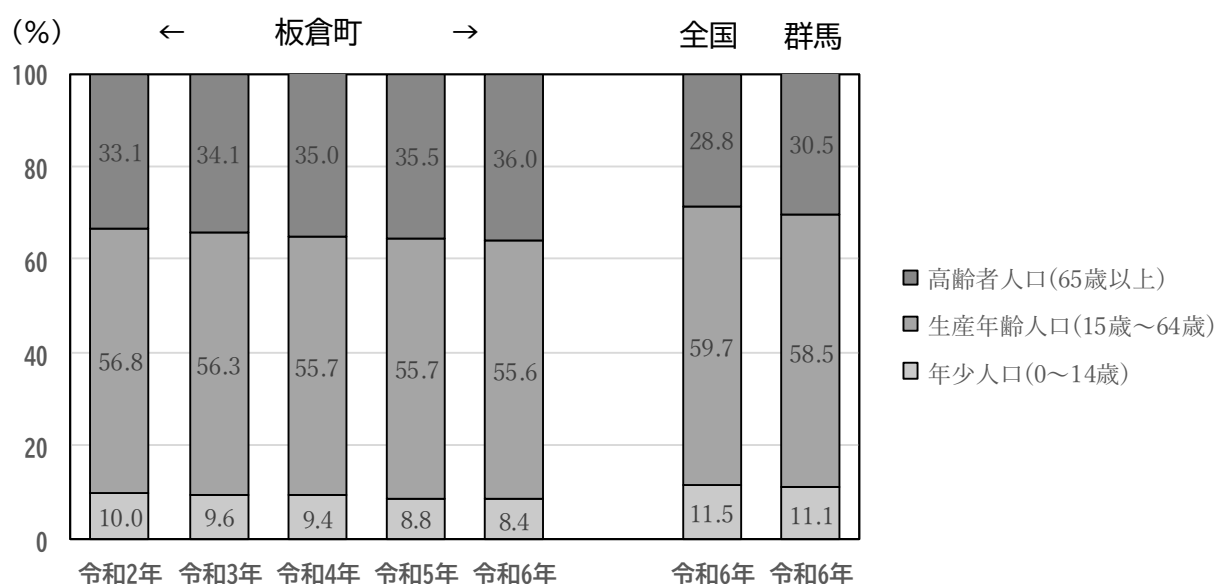
全国、群馬県と比較して、令和6年の板倉町の高齢者人口の割合は高く、年少人口、生産年齢人口の割合は低くなっており、少子高齢化が進んでいます。

○ 人口3区分の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

○ まちの年齢3区分別の人口構成比の推移



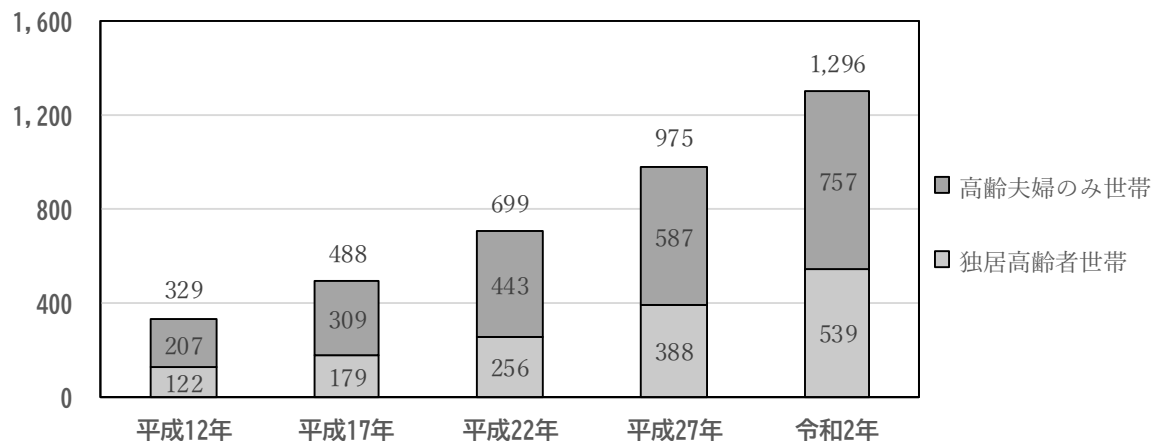
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 高齢者世帯の状況

板倉町の65歳以上の高齢者のみの世帯は、平成12年から令和2年にかけて、増加しており、令和2年には合計で約1,300世帯と1,000世帯を大きく超えています。

○ 高齢者世帯数

(世帯)



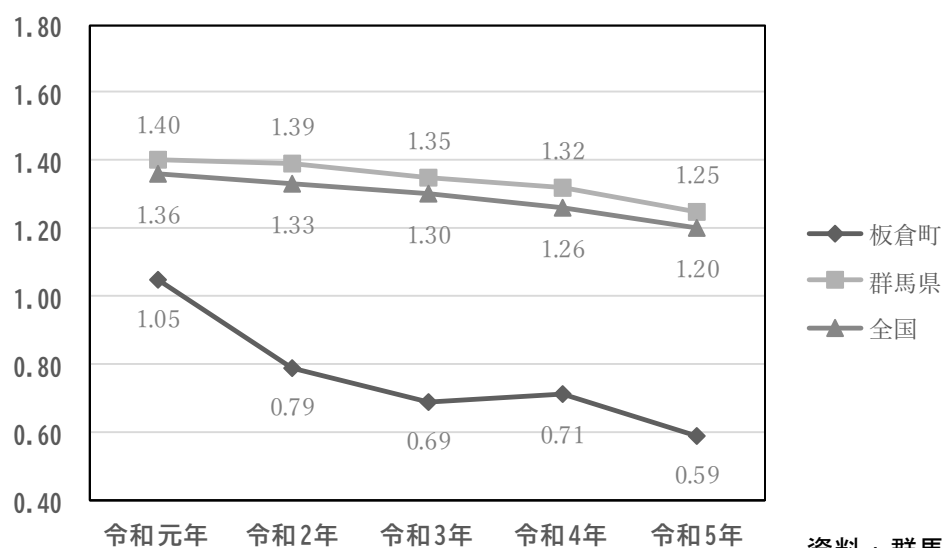
資料：国勢調査

(4) 子どもの状況

合計特殊出生率をみると、令和元年から令和5年にかけて全国、群馬県においても、減少傾向であり、町においても減少傾向があり、特に令和5年は大きく下がっています。

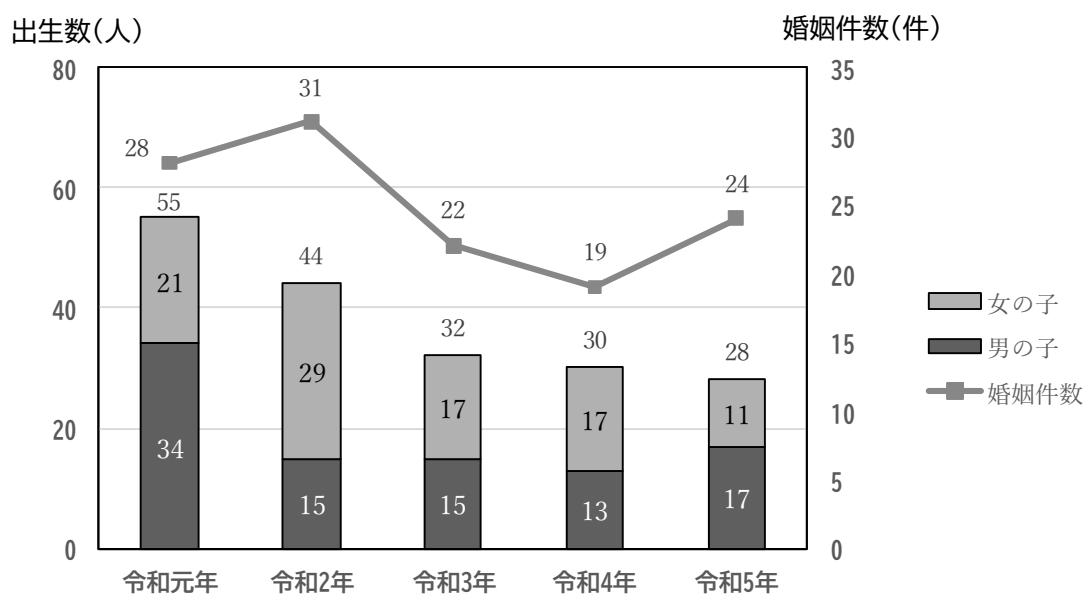
婚姻数と出生数をみると、婚姻件数はおおむね横ばいかわずかな減少傾向であるのに対し、出生数が大きく減少しています。

○ まちの合計特殊出生率の推移（全国、県との比較）



資料：群馬人口動態調査結果

○ まちの婚姻数と出生数の推移

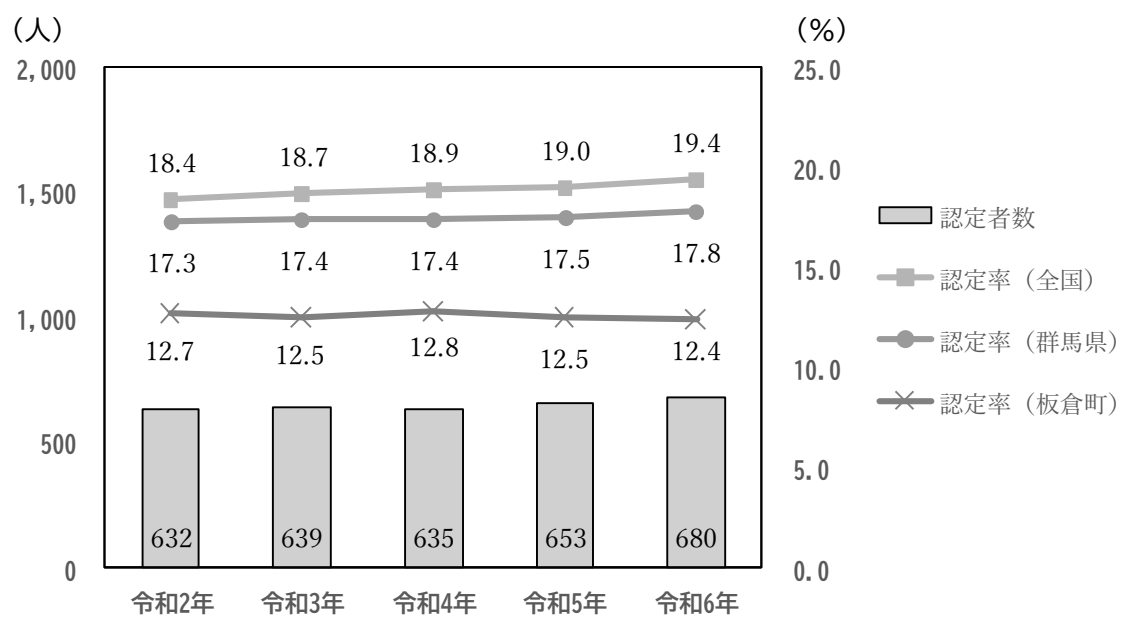


資料：群馬人口動態調査結果

(5) 支援を必要とするかたの状況

要介護認定率は、全国、群馬県と比較して低い水準になっていますが、要介護認定者数は、令和5年から増加傾向にあります。

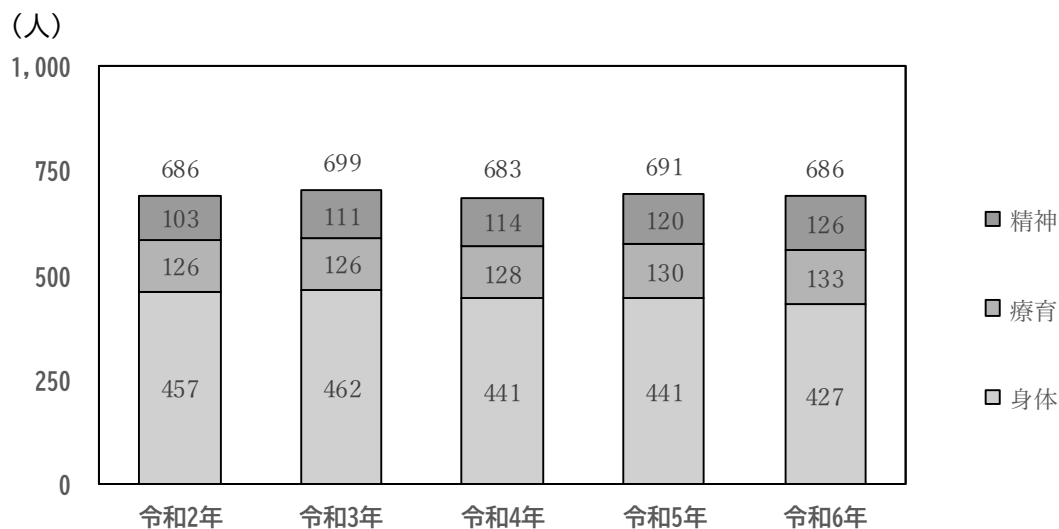
○ 要介護認定者数の推移



資料：板倉町健康介護課（各年4月1日）

障害者手帳の所持者数は、おおよそ横ばいに推移しています。割合としては、精神障害者手帳の所持者数が増加しています。

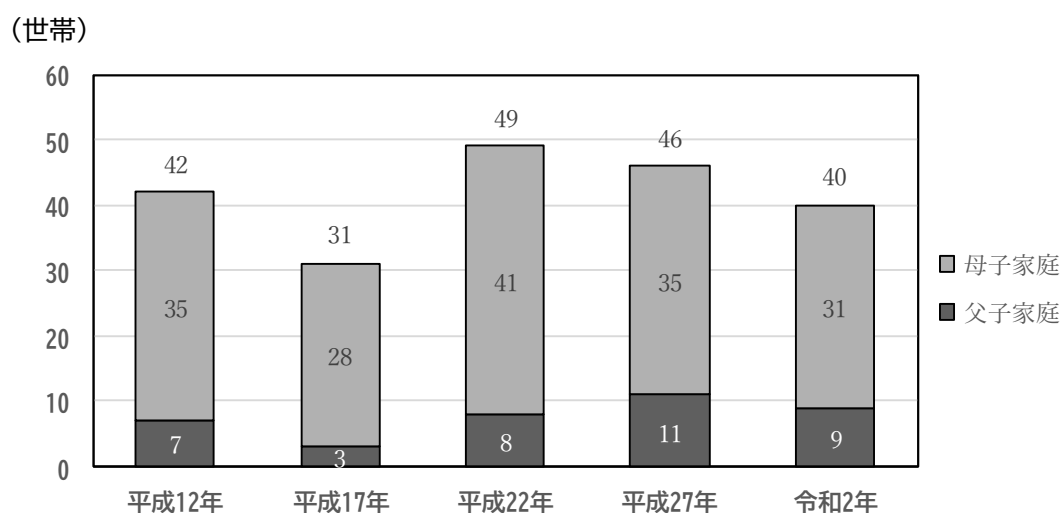
○ 障害者手帳所持者数の推移



資料：板倉町福祉課（各年4月1日）

ひとり親世帯数は、平成12年から令和2年にかけて、上下しながら、おおよそ横ばいで推移しています。

○ ひとり親世帯数

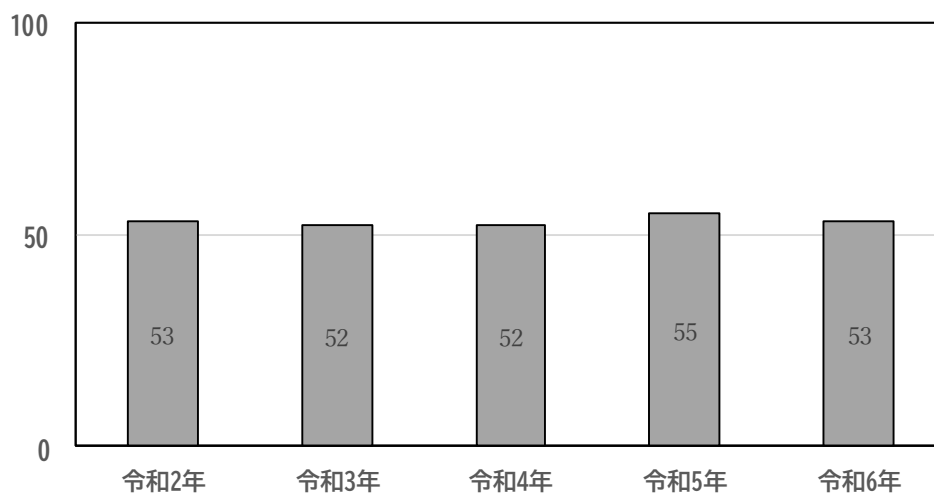


資料：国勢調査

生活保護受給世帯数については、令和2年から令和6年にかけておおよそ横ばいで推移しています。

○ 生活保護受給世帯数

(世帯)

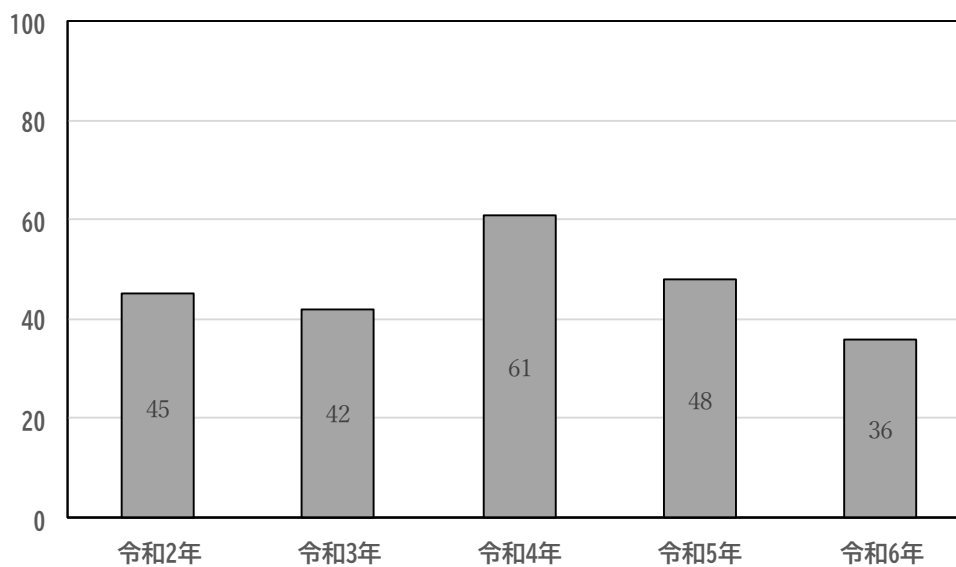


資料：板倉町福祉課（各年4月1日）

板倉町避難行動要支援者数については、上下しながら、令和2年から令和6年にかけておおよそ横ばいで推移しています。

○ 板倉町避難行動要支援者数

(世帯)

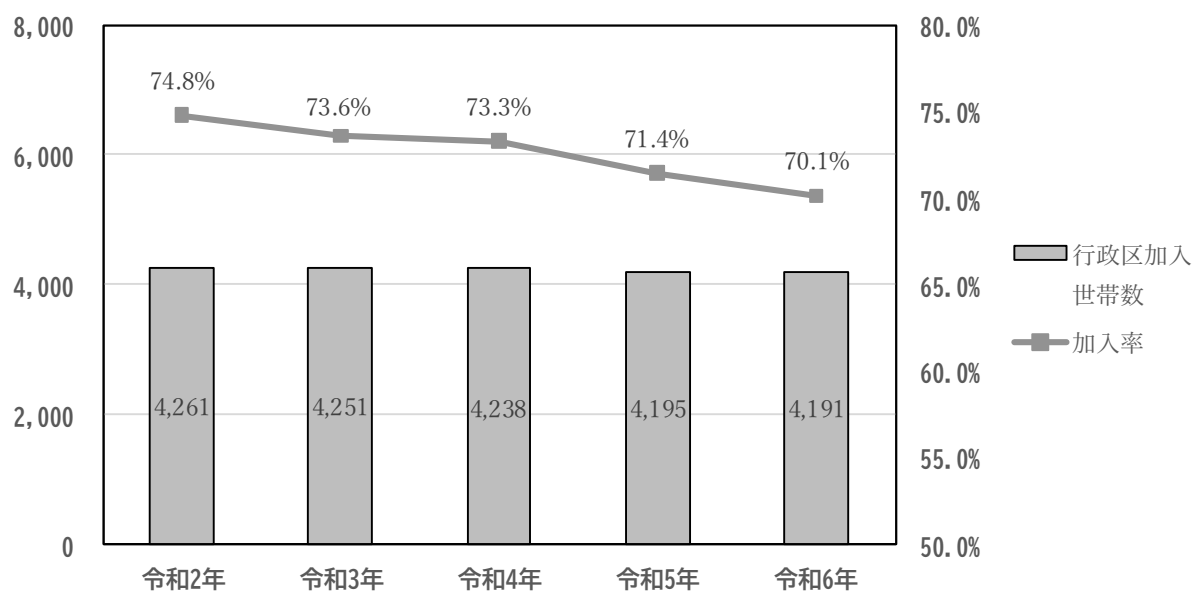


資料：板倉町総務課（各年4月1日）

（６）地域の状況

行政区加入世帯数は、おおよそ横ばいで推移しています。行政区の加入率は、令和２年から令和６年にかけて、約５％減少しています。

○ 行政区加入世帯数と加入率の推移



（加入率は、住民基本台帳の世帯数を分母とし、加入世帯数を分子として計算したものです。）

資料：板倉町総務課（各年４月１日）

老人クラブの会員数は、令和２年から令和５年にかけて、減少傾向にありましたが、令和６年には増加しています。

○ 老人クラブの数と会員数

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
クラブ数	13	13	13	13	14
会員数	670	644	611	610	637

資料：板倉町社会福祉協議会（各年４月１日）

板倉町社会福祉協議会に登録されているボランティアの登録者数は、令和２年から令和５年にかけて、減少傾向にありましたが、令和６年には僅かに増加しています。

○ ボランティア団体の数と会員数

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
団体数	13	13	13	12	11
登録者数	150	120	117	108	112

資料：板倉町社会福祉協議会（各年４月１日）

2 アンケート調査からみる地域の福祉に対する板倉町の現状

本計画策定にあたり、地域福祉に関する町民の意識や要望・意見を把握し、「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「板倉町成年後見制度利用促進基本計画」及び「板倉町再犯防止推進計画」策定のための基礎資料を得るために、「板倉町の地域福祉に関する町民アンケート調査」を実施しました。

調査の概要及び主な調査結果を以下に示します。

(1) アンケート調査の概要

■調査対象者

区 分	調査対象者数	調査対象
18歳以上の男女	1,000人	無作為抽出

■実施概要

項 目	内 容
調査対象地域	板倉町全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・回収
調査時期	令和6年8月

■回収結果

調査票配布数	回収数	有効回収率
1,000	551	55.1%

※なお、以下に示す調査結果において、各%値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、選択肢から一つを選ぶ単数回答の設問でも、各選択肢の%値の合計が100.0%にならない場合があります。

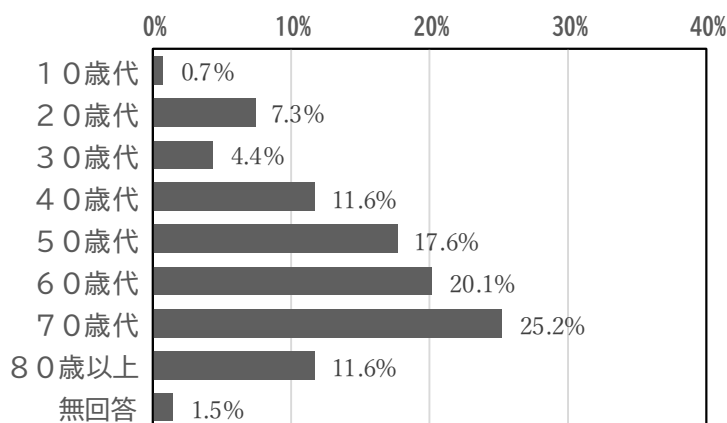
(2) 主要な調査結果

① アンケートの回答者について

アンケートの回答者の年齢については、70歳代が、25.2%と最も高くなっています。60歳以上が半数以上を占めています。

調査結果を全体でみたときに、比較的高齢者の意見が強く反映されていると言えます。

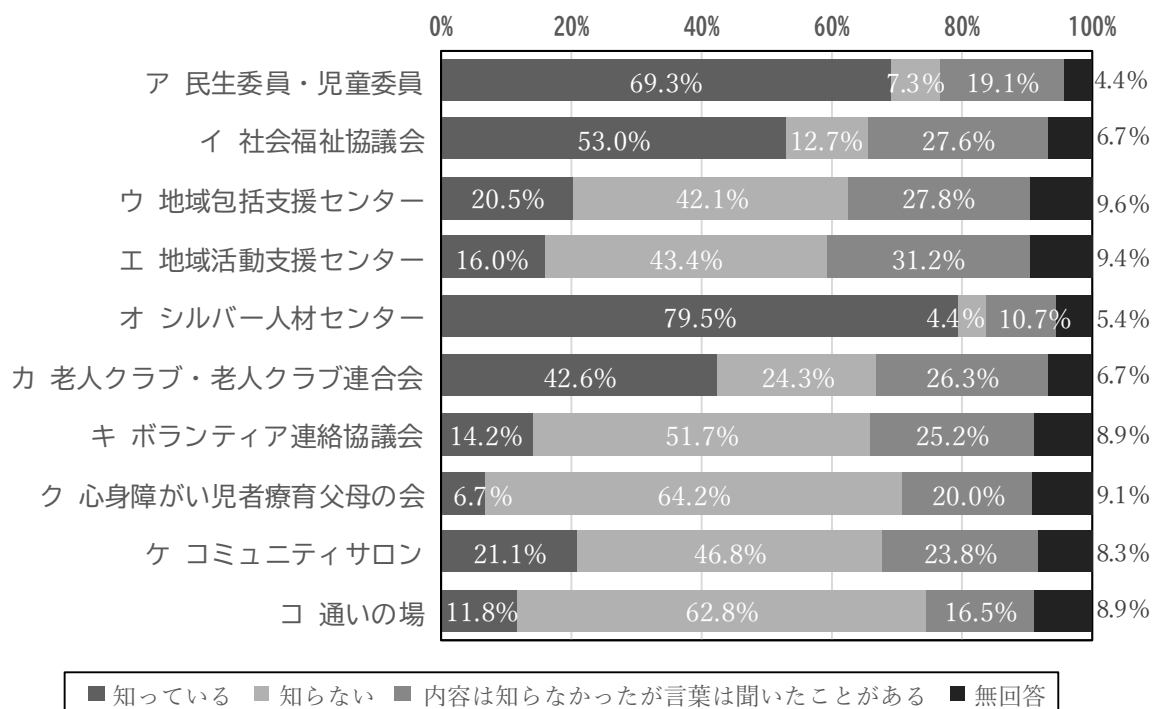
【アンケートの回答者の年齢】(n = 551)



② 地域福祉に関する団体や機関の認知度

地域福祉に関する団体や機関の認知度については、「知っている」と回答した割合は、「オ シルバー人材センター」が79.5%と最も高く、次いで「ア 民生委員・児童委員」が69.3%となっています。一方、「知らない」と回答した割合は、「ク 心身障がい児者療育父母の会」が64.2%と最も高く、次いで「コ 通いの場」が62.8%、「キ ボランティア連絡協議会」が51.7%となっています。

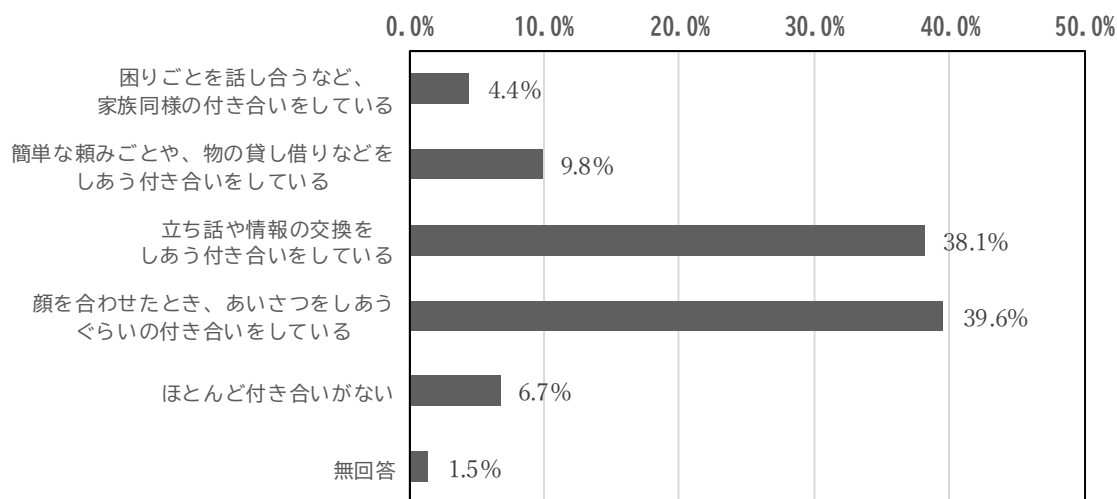
【福祉のことがらの認知度】(ア～コにおいて、それぞれ単数回答)(n = 551)



③ 町民一人ひとりの地域との関わりについて

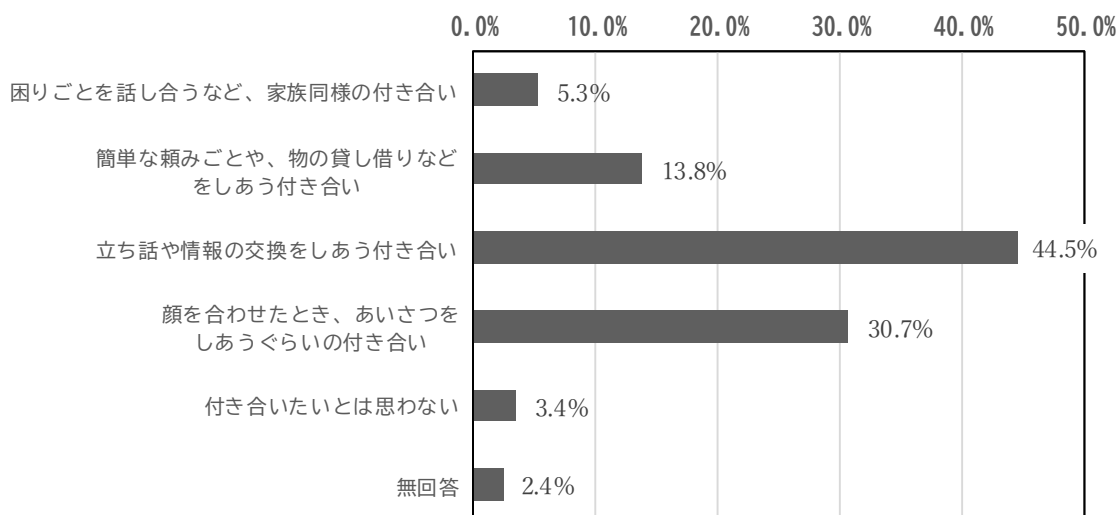
隣近所のかたと、どの程度の付き合いかについては、「顔を合わせたとき、あいさつをし合うぐらいの付き合いをしている」が39.6%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をし合う付き合いをしている」が38.1%、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをし合う付き合いをしている」が9.8%となっています。

【隣近所のかたと、どの程度の付き合いか】（単数回答）（n = 551）



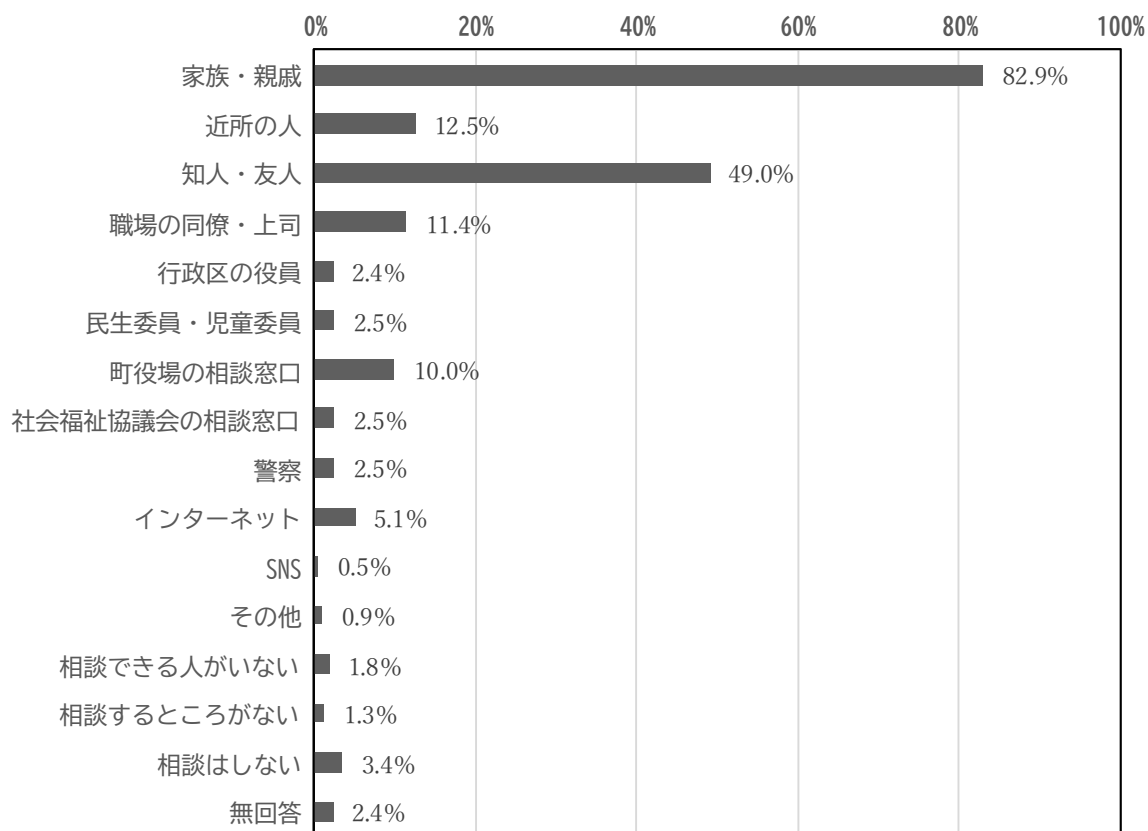
隣近所のかたと、どの程度の付き合いをしたいかについては、「立ち話や情報の交換をし合う付き合い」が44.5%と最も高く、次いで「顔を合わせたとき、あいさつをし合うぐらいの付き合い」が30.7%、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをし合う付き合い」が13.8%となっています。

【隣近所のかたと、どの程度の付き合いをしたいか】（単数回答）（n = 551）



暮らしの問題で困ったときの相談相手については、「家族・親戚」が82.9%と最も高く、次いで「知人・友人」が49.0%、「近所の人」が12.5%となっています。

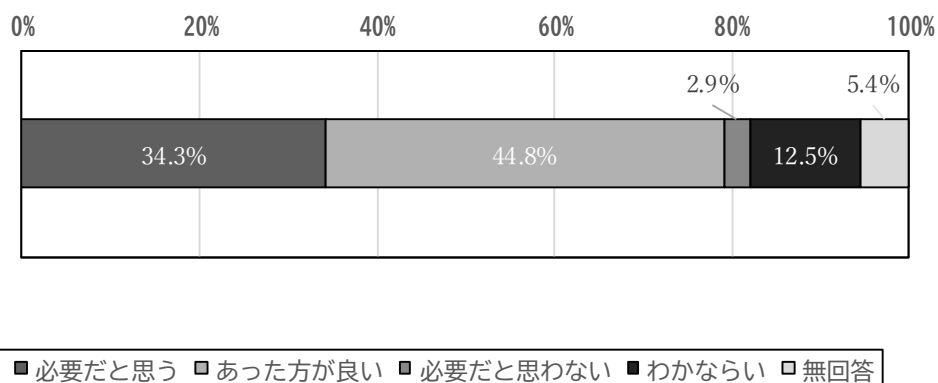
【暮らしの問題で困ったときの相談相手】（3つまでの複数回答）（n = 551）



④ 地域福祉への意識

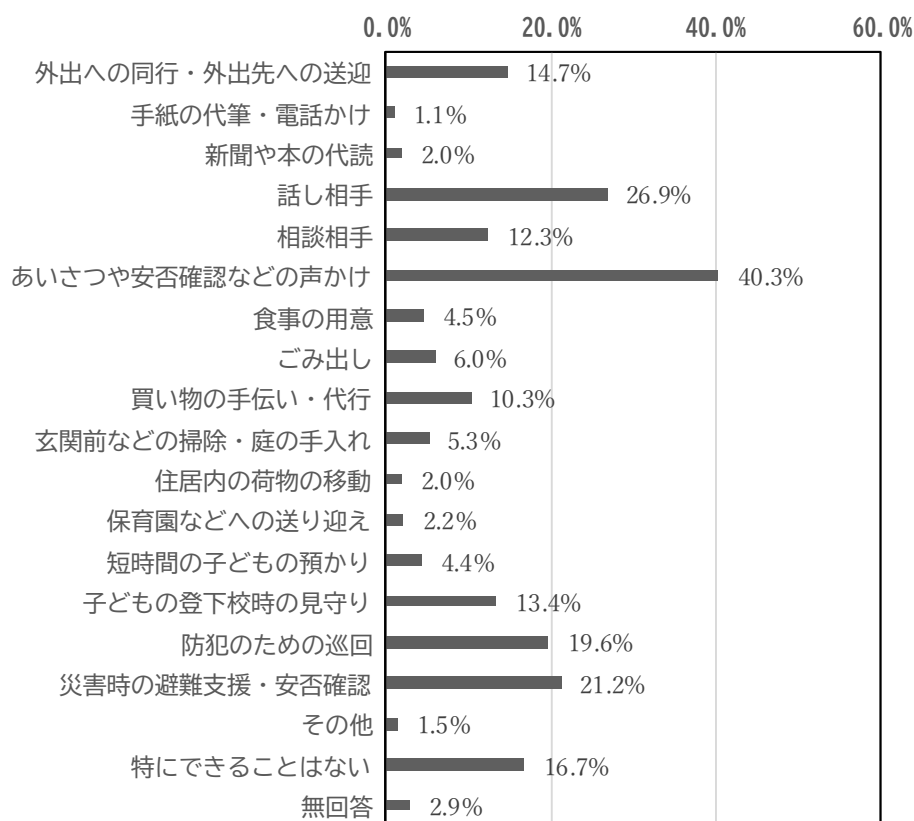
福祉分野の生活課題（高齢者・障がいのあるかたの生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いを支え合う関係が必要と思うかについては、「あった方がよい」が44.8%と最も高く、次いで「必要だと思う」が34.3%、「わからない」が12.5%となっています。

【地域住民が自主的にお互いを支え合う関係が必要と思うか】（単数回答）（n = 551）



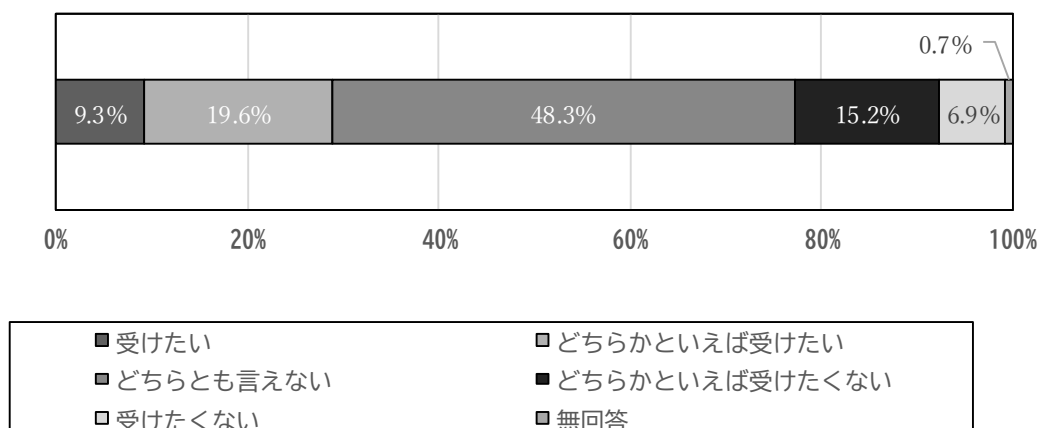
高齢者や障がいのあるかた、子どもなどが住む地域の世帯に対して支援や協力ができることについては、「あいさつや安否確認などの声かけ」が40.3%と最も高く、次いで「話し相手」が26.9%、「災害時の避難支援・安否確認」が21.2%となっています。

【高齢者や障がいのあるかたの世帯に対して、支援や協力ができること】
(3つまでの複数回答) (n = 551)



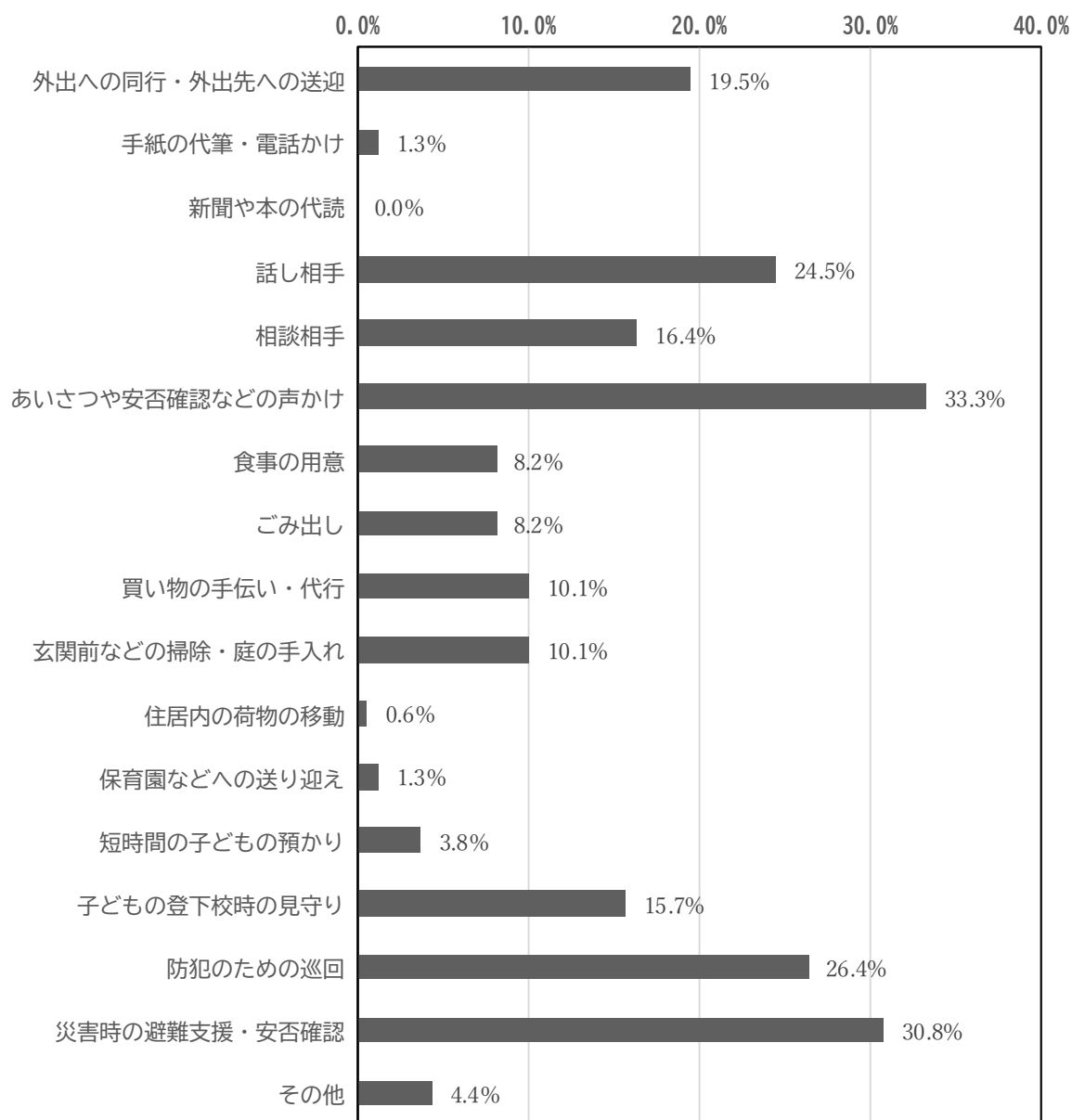
地域の人による支援や協力を受けたいと思うかについては、「どちらとも言えない」が48.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば受けたい」が19.6%であり、「受けたい」は9.3%と低くなっています。

【地域の人による支援や協力を受けたいか】(単数回答) (n = 551)



受けたいと思う支援や協力の内容については、「あいさつや安否確認などの声かけ」が33.3%と最も高く、次いで「災害時の避難支援・安否確認」が30.8%、「防犯のための巡回」が26.4%となっています。

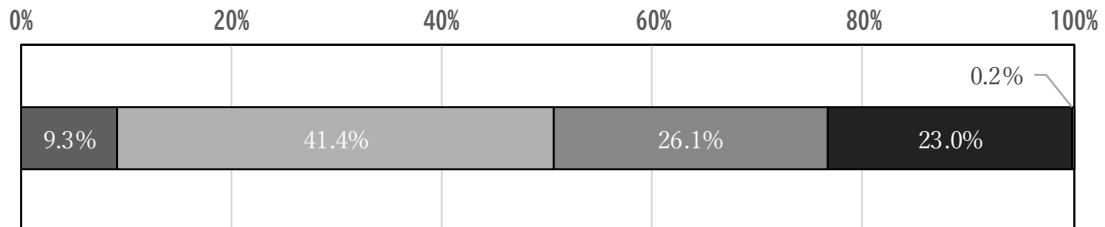
【受けたいと思う支援や協力は何か】（3つまでの複数回答）（n = 159）



⑤ 地域での活動への参加状況と課題

地域行事への参加の度合いについては、「ほどほどに参加している」が41.4%と最も高く、「積極的に参加している」と合わせて50.7%が『参加している』となっています。また、「あまり参加していない」が26.1%、「参加していない」が23.0%となっています。

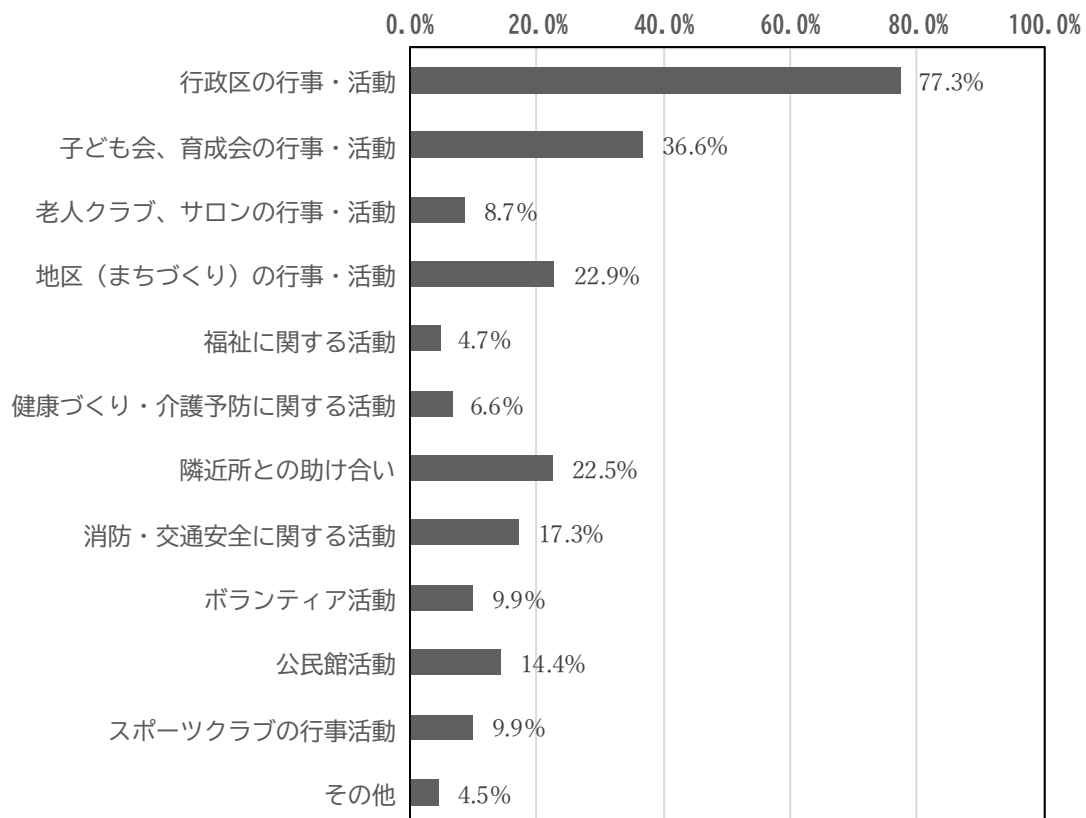
【地域の行事への参加の度合い】（単数回答）（n = 551）



■ 積極的に参加している ■ ほどほどに参加している ■ あまり参加していない ■ 参加していない □ 無回答

地域の行事に参加したことがあるかたが、参加したことがある行事は何かについては、「行政区の行事・活動」が77.3%と最も高く、次いで「子ども会、育成会の行事・活動」が36.6%、「地区（まちづくり）の行事・活動」が22.9%となっています。

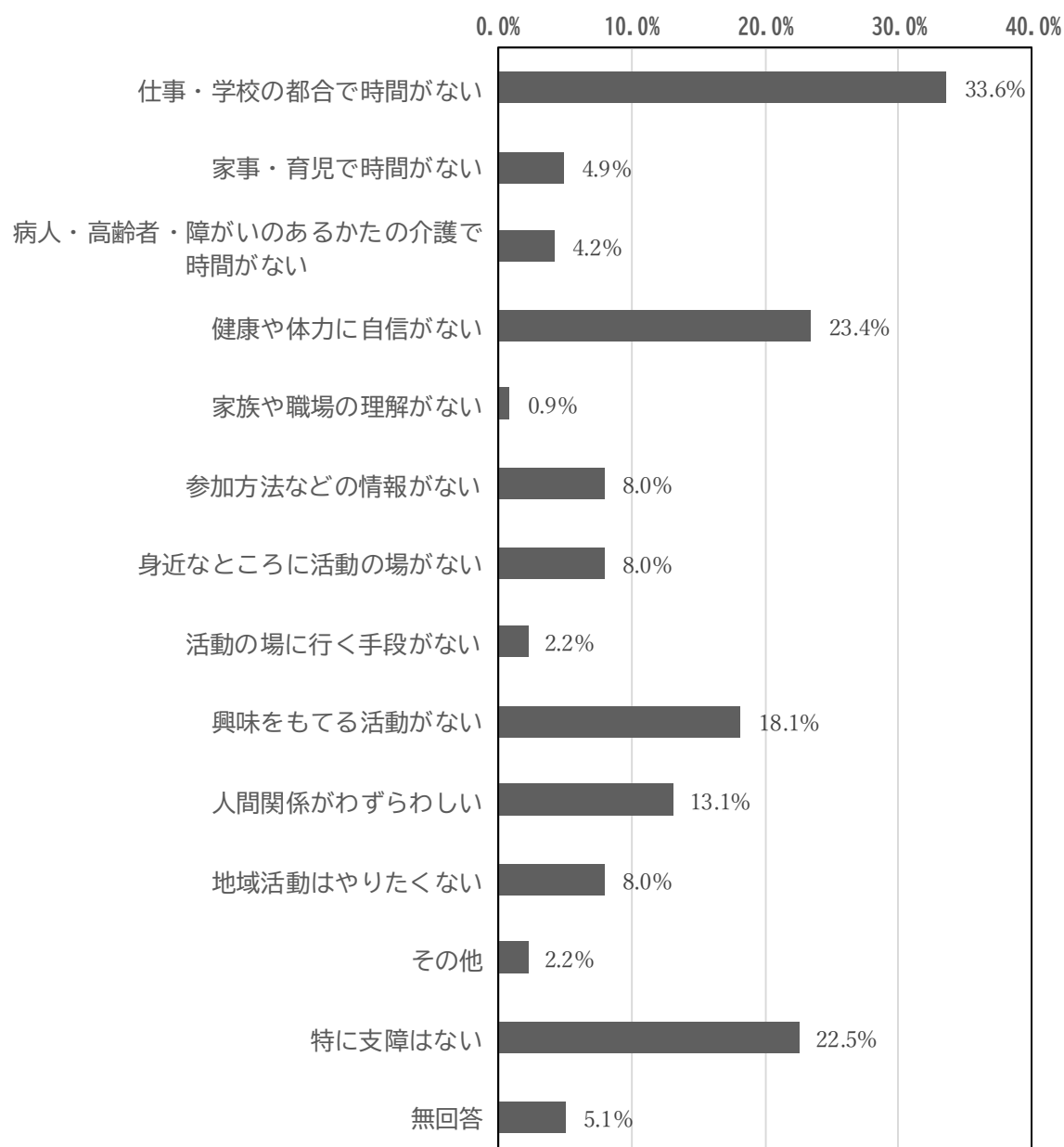
【参加したことがある地域の行事は何か】（複数回答）（n = 423）



地域活動をする際に、何が支障になっているかについては、「仕事・学校の都合で時間がない」が33.6%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が23.4%、「興味をもて活動がない」が18.1%となっています。

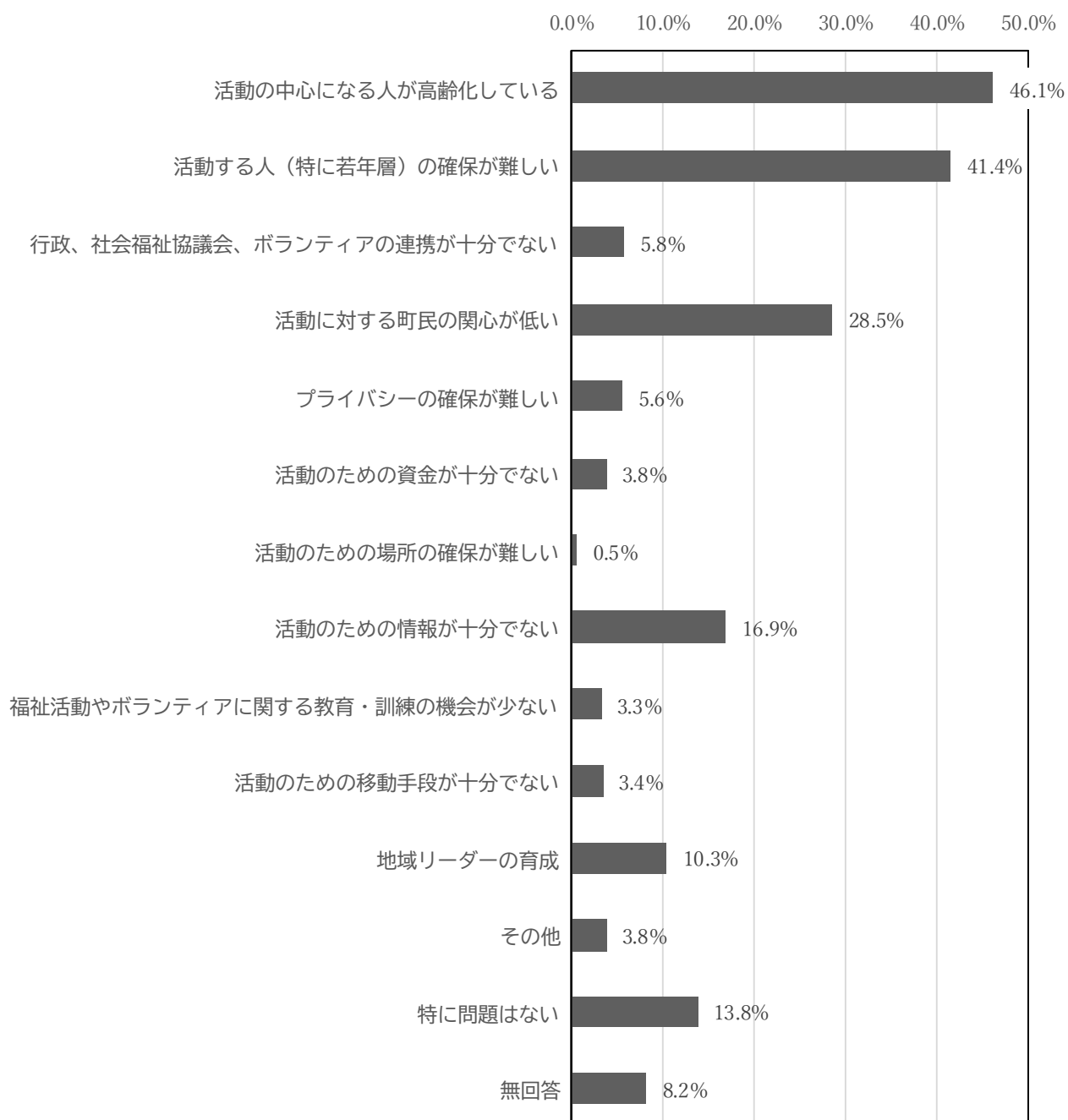
また、「特に支障はない」が22.5%と高くなっています。

【地域で活動をする際に何が支障になっているか】（3つまでの複数回答）（n = 551）



地域活動を行う上での問題点は何だと思うかについては、「活動の中心になる人が高齢化している」が46.1%と最も高く、次いで「活動する人（特に若年層）の確保が難しい」が41.4%、「活動に対する町民の関心が低い」が28.5%となっています。

【地域の活動を行う上での問題点は何だと思うか】（3つまでの複数回答）（n = 551）

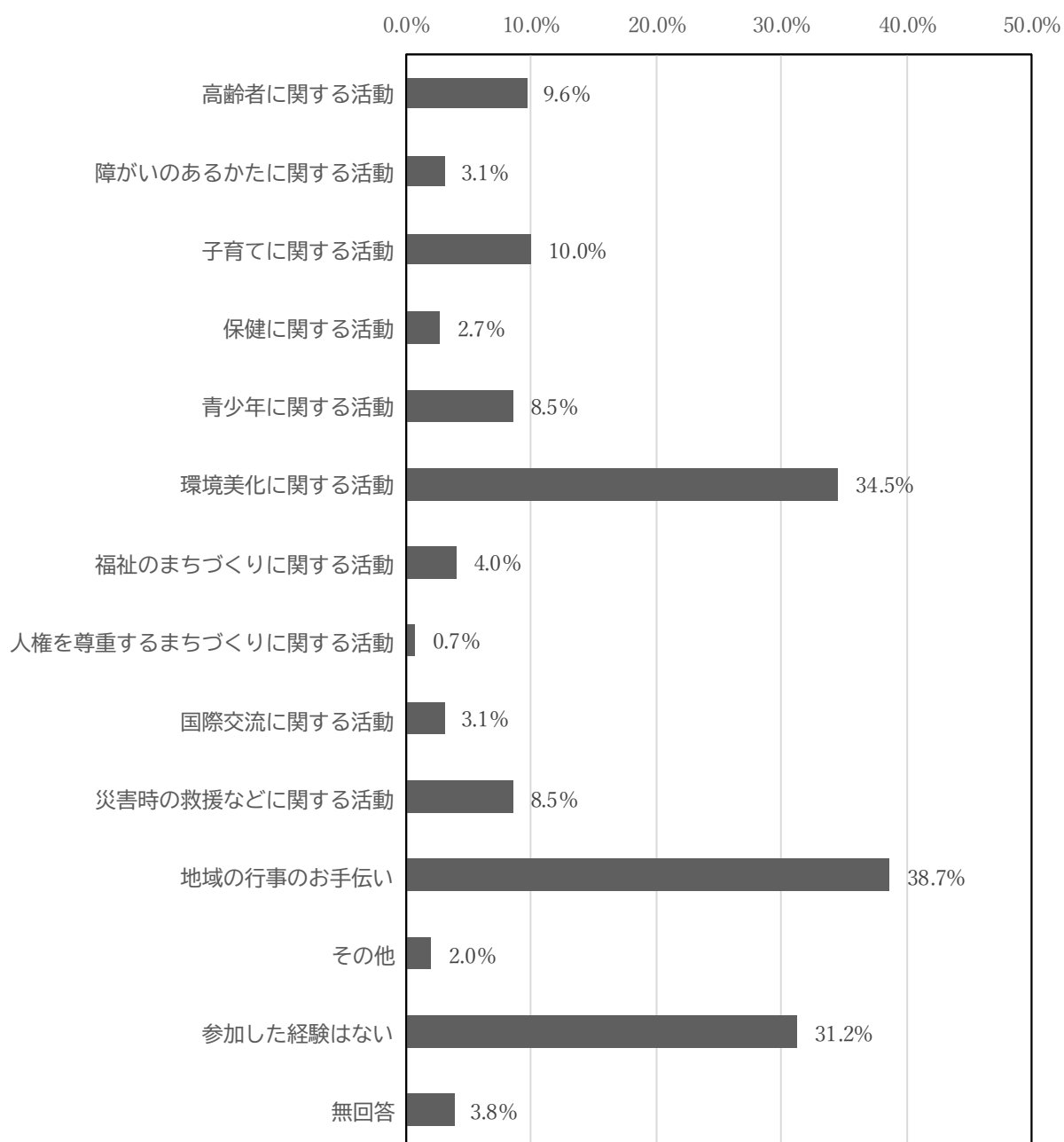


⑥ボランティア活動について

今までのボランティア活動への参加状況については、「地域の行事のお手伝い」が38.7%と最も高く、次いで「環境美化に関する活動」が34.5%となっています。

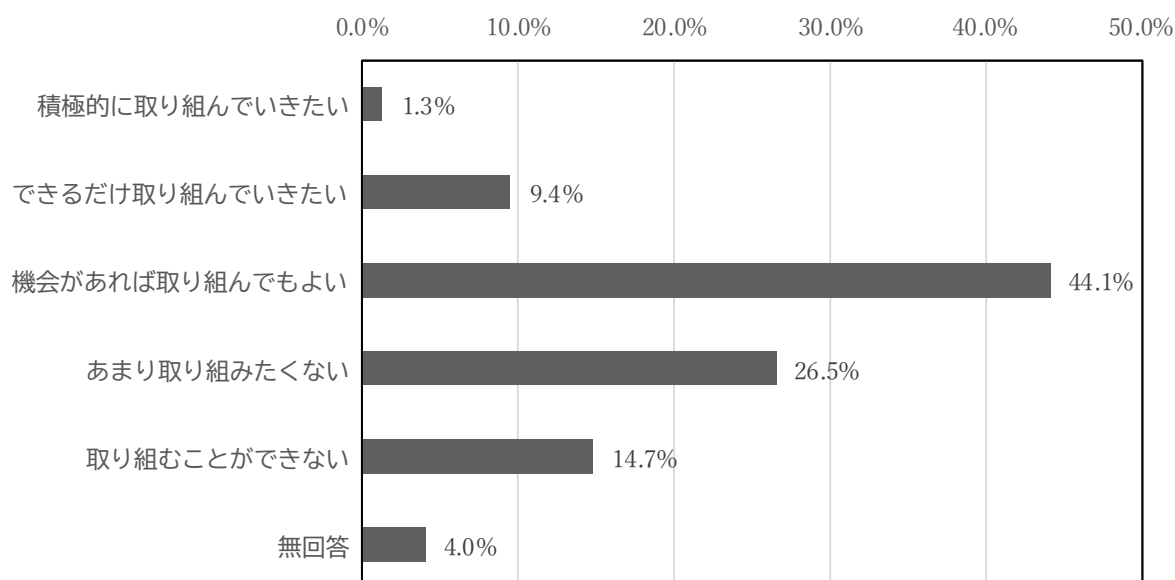
また、「参加した経験はない」の割合も31.2%と高くなっています。

【どのようなボランティア活動に参加したことがあるか】（複数回答）（n = 551）



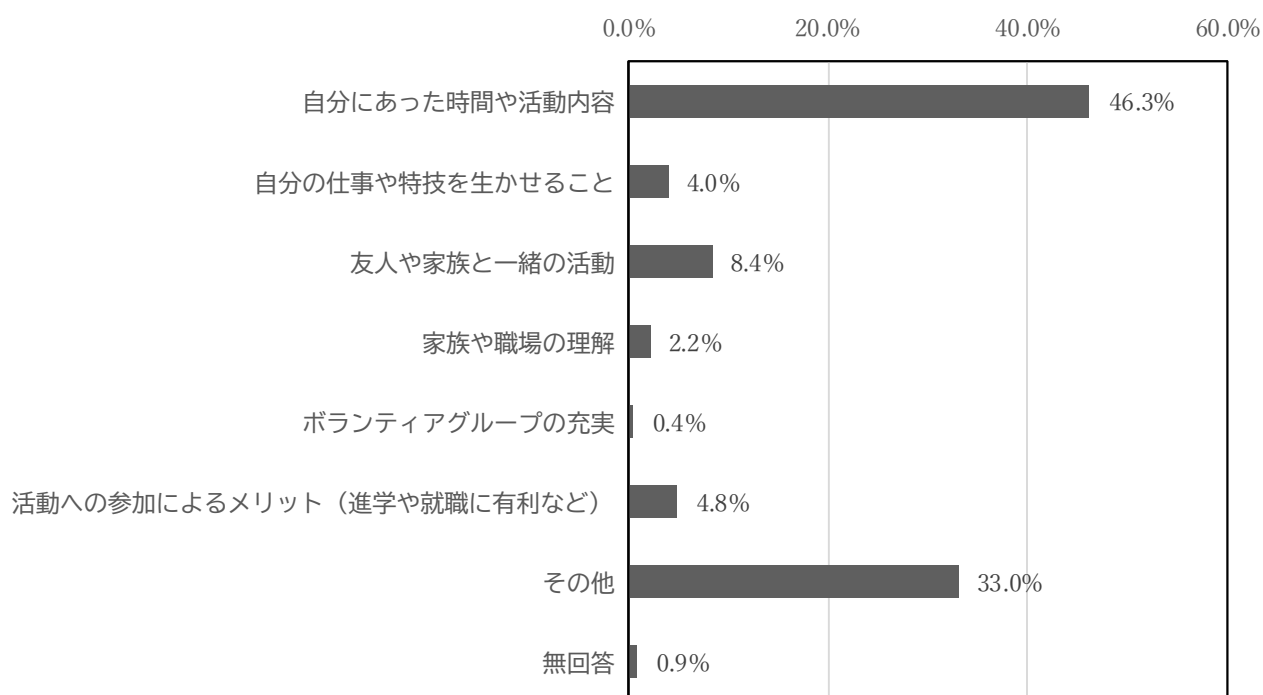
ボランティア活動にどの程度取り組みたいかについては、「機会があれば取り組んでもよい」が44.1%と最も高く、次いで「あまり取り組みたくない」が26.5%となっています。

【ボランティア活動にどの程度取り組んでいきたいか】（単数回答）（n = 551）



どのような条件が整えばボランティア活動に参加してみたいと思うかについては、「自分にあった時間や活動内容」が46.3%と最も高くなっています。

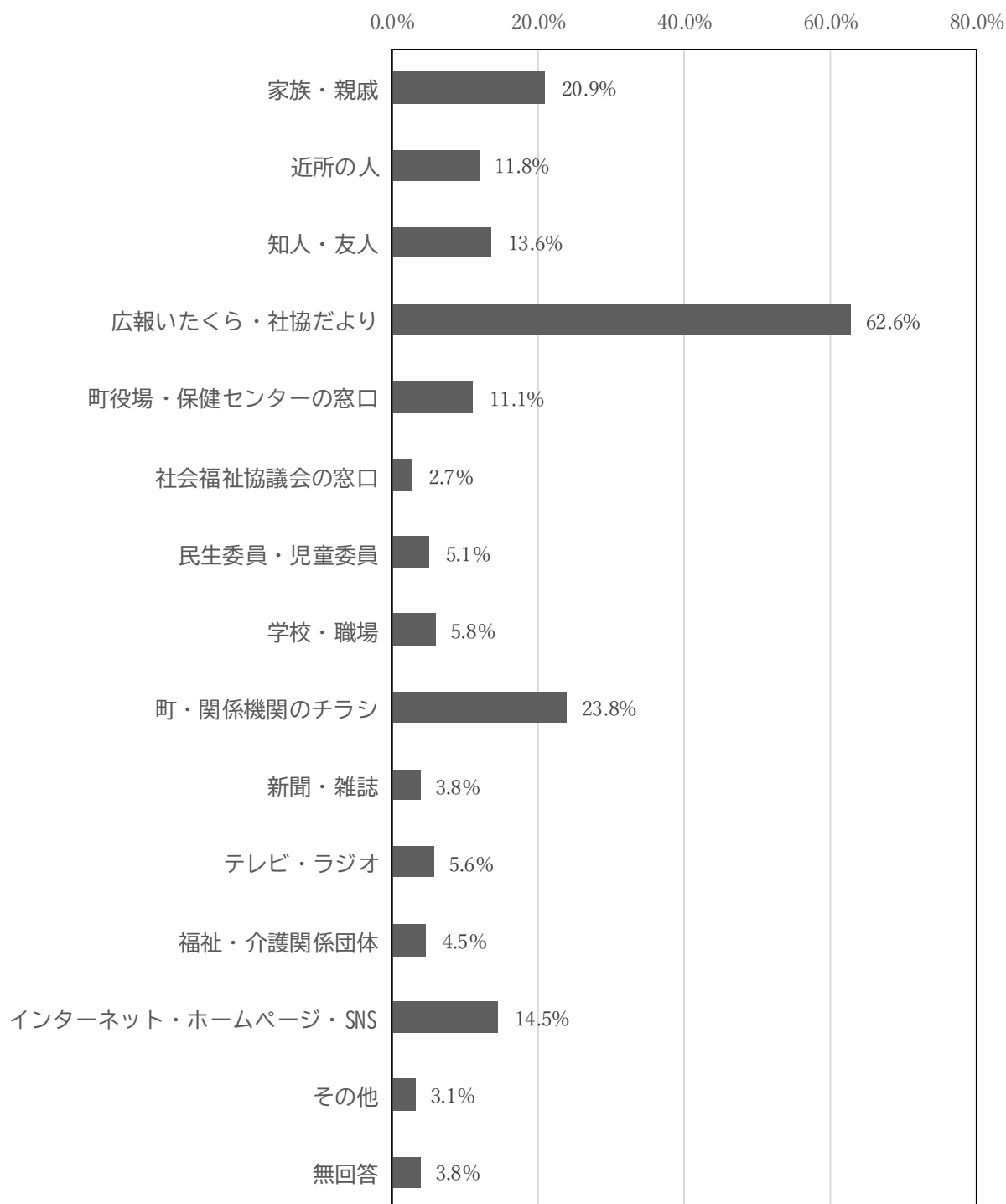
【どのような条件が整えばボランティア活動に参加したいか】（単数回答）（n = 227）



⑦ 福祉サービスの窓口、情報について

福祉サービス情報の入手先については、「広報いたくら・社協だより」が62.6%と最も高く、次いで「町・関係機関のチラシ」が23.8%、「家族・親戚」が20.9%となっています。

【福祉サービス情報の入手先】（3つまでの複数回答）（n = 551）

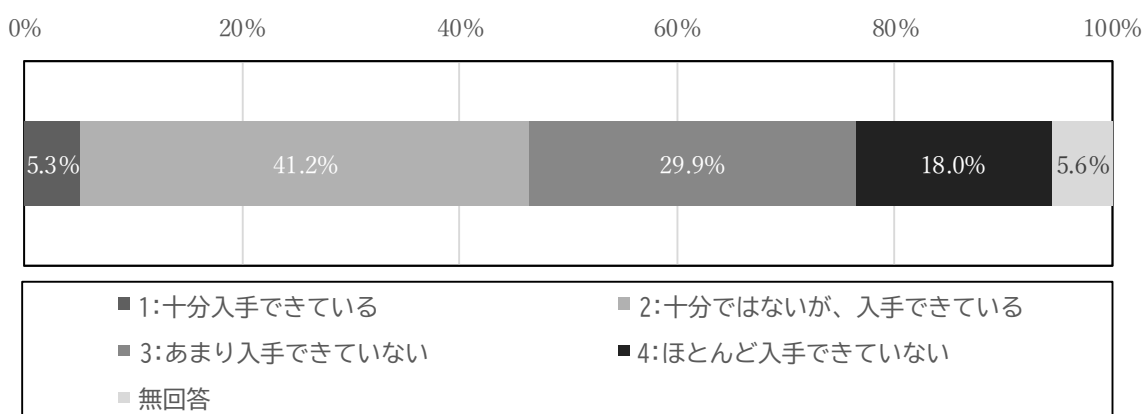


必要な福祉サービスの情報を入手できているかについては、「十分ではないが、入手できている」が41.2%と最も高く、「十分入手できている」と合わせて46.5%が『入手できている』となっています。

「あまり入手できていない」と「ほとんど入手できていない」を合わせて47.9%が『入手できていない』となっています。

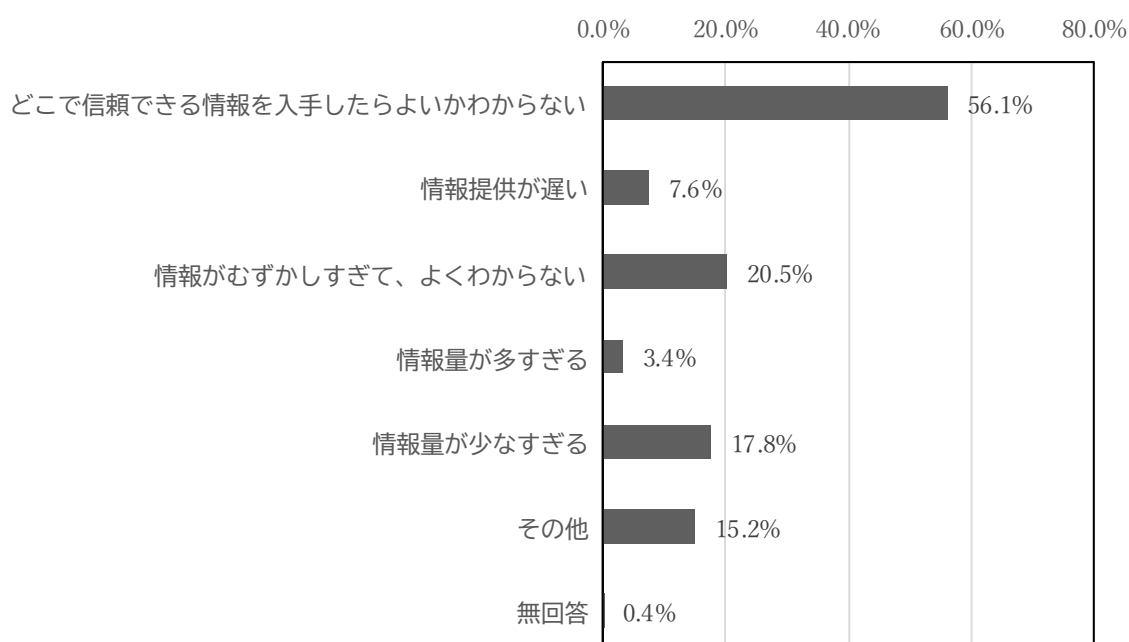
一方、「十分ではないが、入手できている」、「あまり入手できていない」及び「ほとんど入手できていない」を合わせて約90%が『十分な情報を入手できていない』となっています。

【必要な福祉サービスの情報を入手できているか】（単数回答）（n = 551）



必要な福祉サービスの情報を「あまり入手できていない」及び「ほとんど入手できていない」と回答したかたが、情報を入手できていない理由については、「どこで信頼できる情報を入手したらよいかわからない」が56.1%と最も高く、次いで「情報がむずかしすぎて、よくわからない」が20.5%、「情報量が少なすぎる」が17.8%となっています。

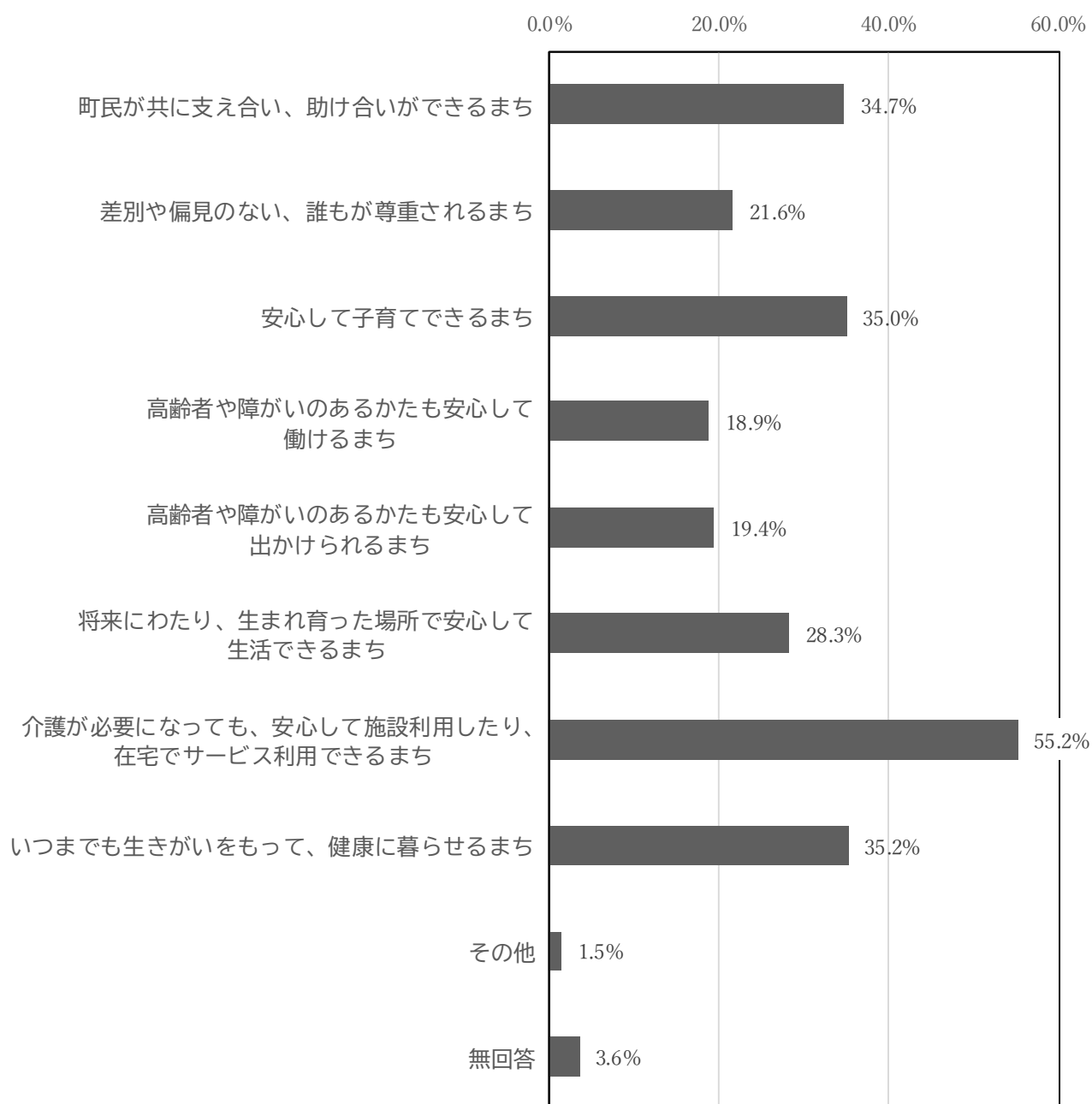
【必要な福祉サービス情報を入手できていない理由】（複数回答）（n = 264）



⑧ まちに必要な福祉

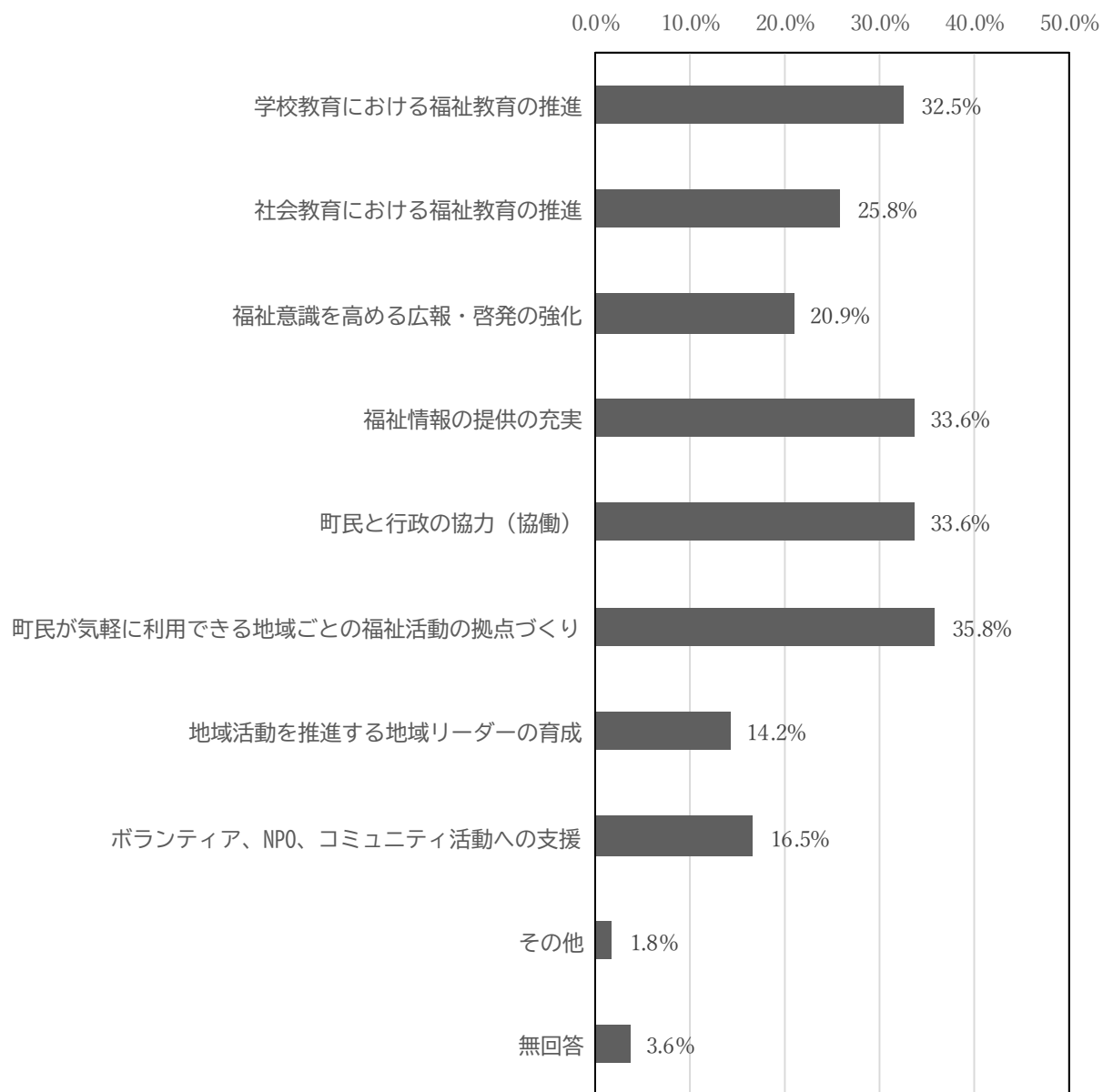
これからの板倉町をどのような「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して施設利用したり、在宅でサービス利用できるまち」が55.2%と最も高く、次いで「いつまでも生きがいをもって、健康に暮らせるまち」、「安心して子育てできるまち」、「町民が共に支え合い、助け合いができるまち」が約35%となっています。

【板倉町をどのような「福祉のまち」にしたいか】（3つまでの複数回答）（n = 551）



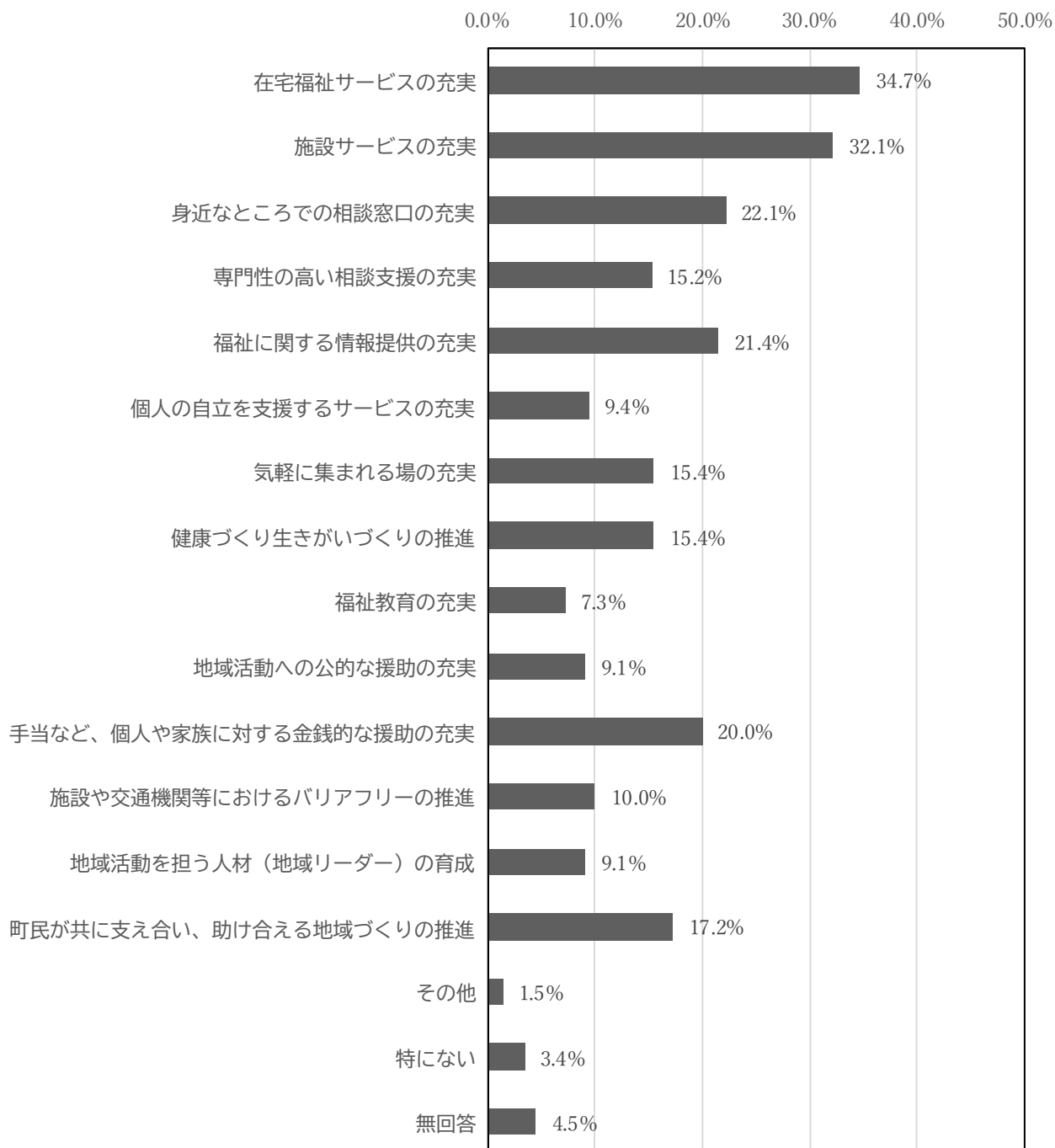
地域福祉を推進するために必要なことについては、「町民が気軽に利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が35.8%と最も高く、次いで「福祉情報の提供の充実」、「町民と行政の協力（協働）」が33.6%となっています。

【地域福祉を推進するために必要なこと】（3つまでの複数回答）（n = 551）



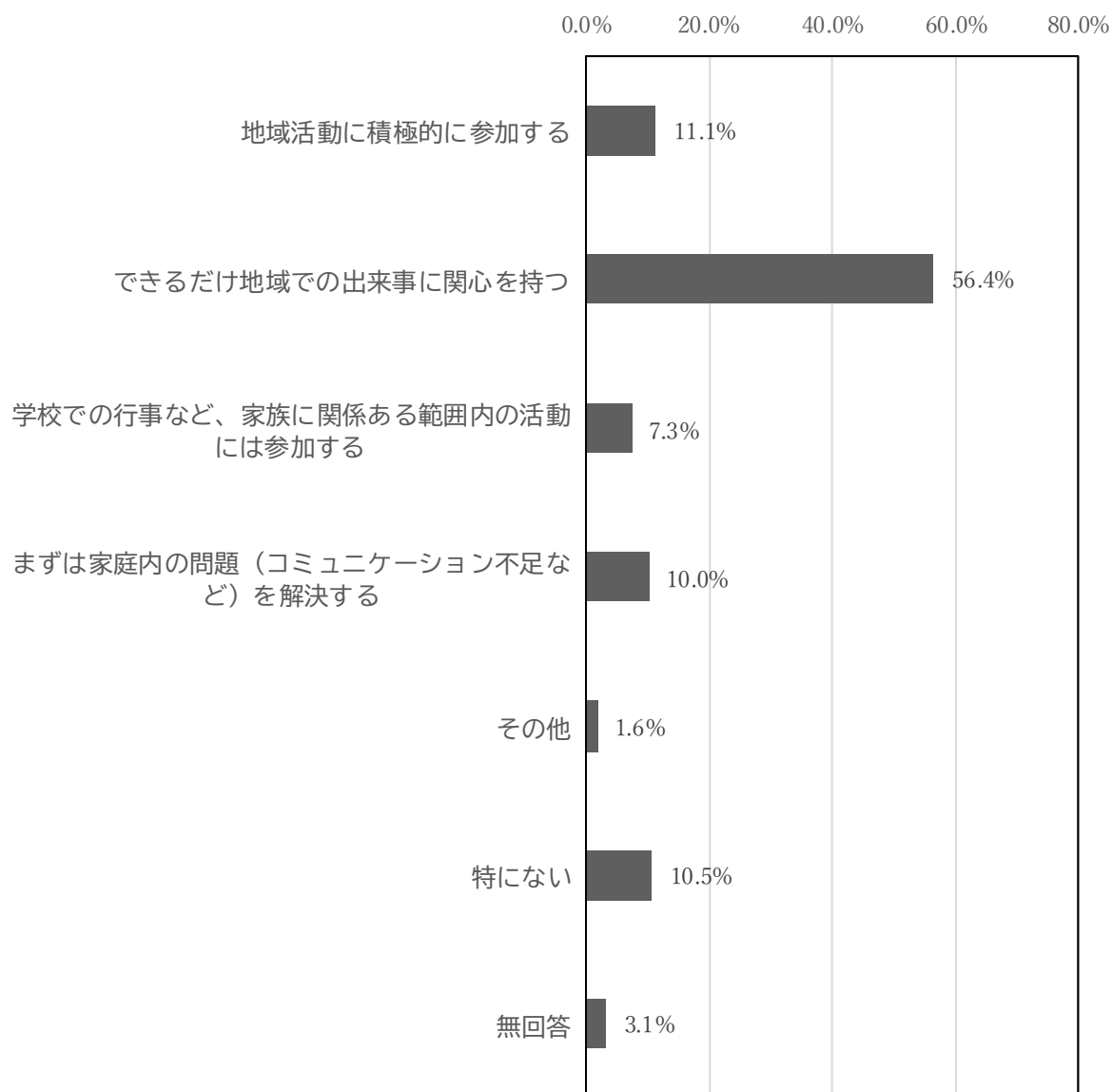
町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにはどのような福祉のあり方が大切かについては、「在宅福祉サービスの充実」が34.7%と最も高く、次いで「施設サービスの充実」が32.1%となっています。

【どのような福祉のあり方が大切だと思うか】（3つまでの複数回答）（n = 551）



私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために町民の一人としてできることについては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が56.4%と最も高くなっています。

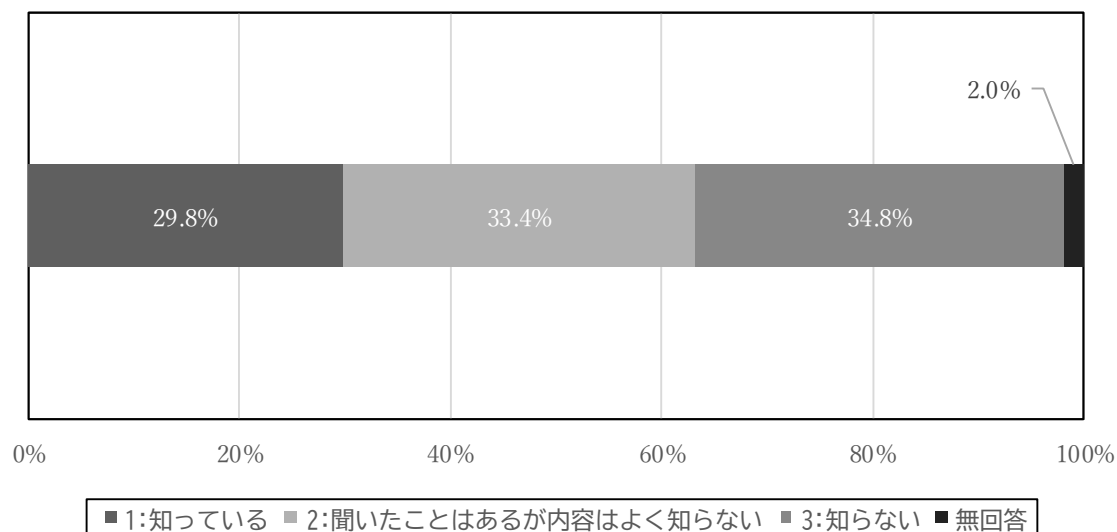
【町民の一人としてあなたができることはどんなことか】（単数回答）（n = 551）



⑨ 成年後見制度について

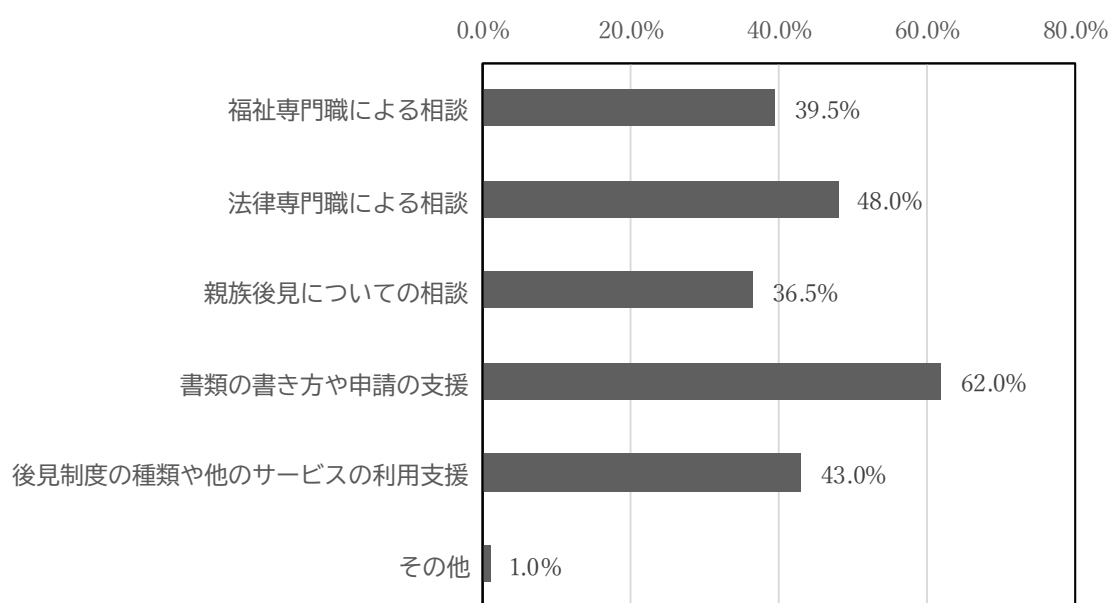
成年後見制度の認知度については、「知っている」が29.8%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が33.4%、「知らない」が34.8%となっています。

【成年後見制度の認知度】（単数回答）（n = 551）



成年後見制度を「必要になったら利用したい」と思うかたが、成年後見制度の利用にあたり、あったらよいと思う支援については、「書類の書き方や申請の支援」が62.0%と最も高く、次いで「法律専門職による相談」が48.0%、「後見制度の種類や他のサービスの利用支援」が43.0%となっています。

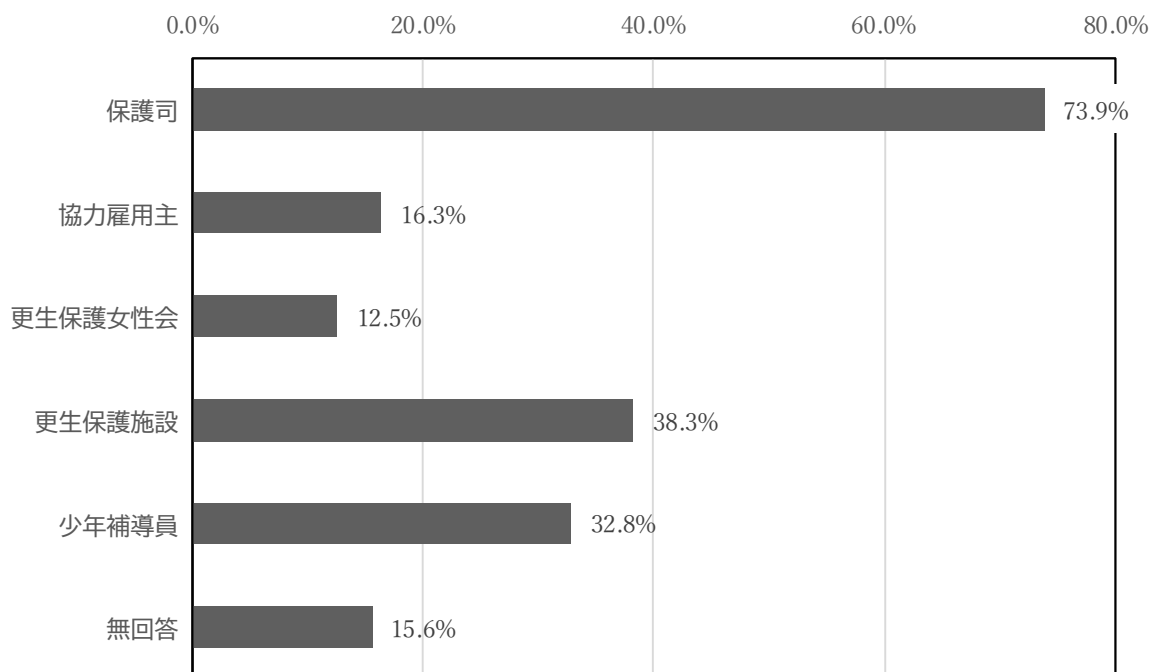
【成年後見制度の利用にあたり、あったらよいと思う支援】（複数回答）（n = 260）



⑩ 地域における再犯防止について

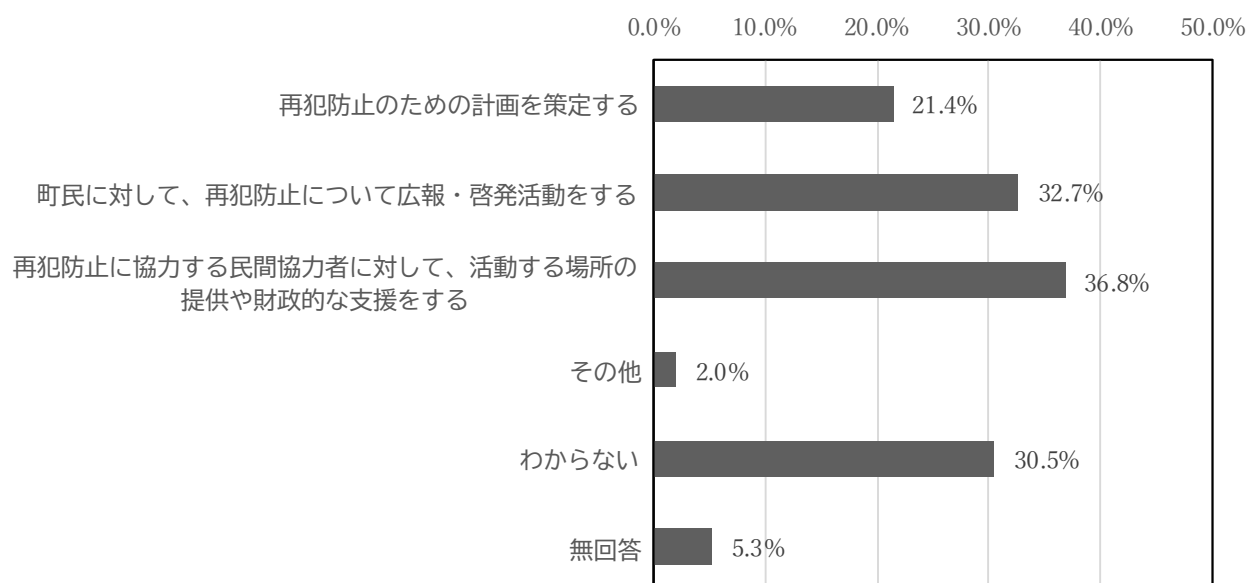
再犯をしないようにすることに協力する民間の協力者を知っているかについては、「保護司」が73.9%と最も高く、「更生保護女性会」が12.5%と最も低くなっています。

【再犯防止に係る民間協力者の認知度】（複数回答）（n = 551）



再犯防止のために行政が取り組むべきものについては、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が36.8%と最も高く、次いで「町民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が32.7%となっています。

【再犯防止のために、行政が取り組むべきもの】（複数回答）（n = 551）



第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和元年度末に「第1次板倉町中期事業推進計画」が終了し、令和2年度からは、まちの将来像として、「地域で支え合う安全なまち いたくら」を掲げ「板倉町総合計画」がスタートしています。この計画を上位計画として策定する「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、上位計画の理念を継承し、第1次計画と同じ基本理念を定めます。

「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念」

だれもが ともに支え合う
安心して暮らせるまち いたくら

2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、第1次計画と同じ以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり

だれもが、ともに支え合いながら安心して暮らしていくために、地域に住むかた自身が福祉に参加する気持ちを持たなければなりません。このために、まちの一人ひとりが、地域の福祉への関心を高め、理解を深めてもらうことを目指します。そして、地域に貢献できる地域福祉の担い手を育成することを目指していきます。複雑化した地域の課題に対応するために、地域のコミュニティを強化します。

基本目標2 みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり

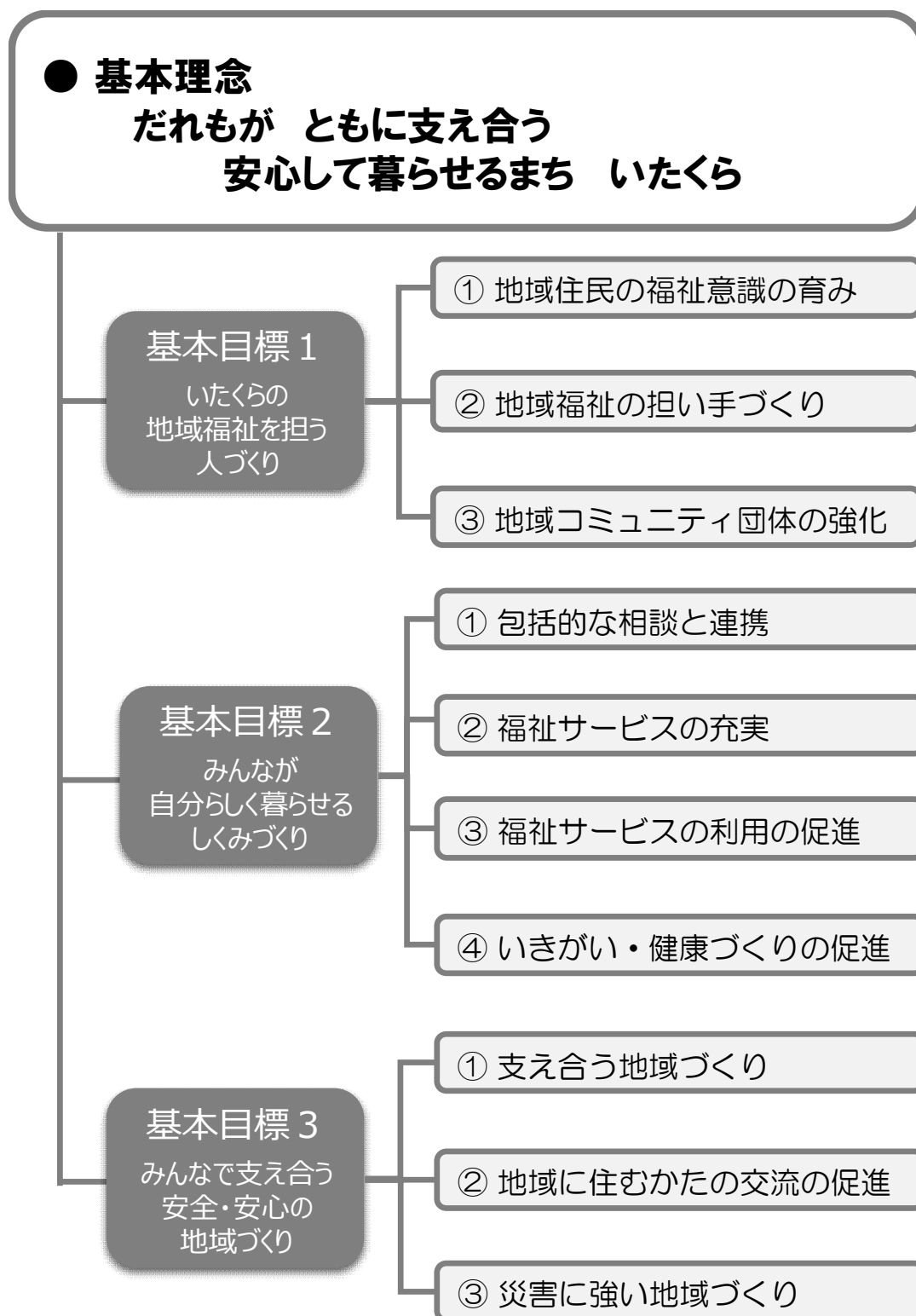
複雑で様々な生活の問題に対し、まちで暮らすかたが、適切な支援を受けられるように、縦割りによる福祉サービスではなく、包括的に相談にのるための体制を充実します。また、各種福祉サービスが連携して、課題を総合的に受け止め、課題に対応するしくみづくりを目指します。さらに必要な福祉の情報が町民に届くよう、わかりやすい情報の発信を目指します。

基本目標3 みんなで支え合う安全・安心の地域づくり

住み慣れた地域で、だれもが安全に安心して生活するため、支援が必要なかたを支え、見守ることが必要です。また、みんなが福祉に積極的に参加しようとする気持ちを持つために、地域のみんながつながる場をつくり、地域住民の交流のきっかけづくりを行います。

災害に対する体制を十分整え、生涯にわたっていきいきと生活できるまちを目指します。

3 計画の体系



第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の展開

基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり

基本施策1 地域住民の福祉意識の育み

現状及び課題

- ・福祉への関心は年々高まっていますが、地域福祉に関係する団体や機関の認知度については、まだ十分ではありません。アンケート調査において、「地域包括支援センター」、「地域活動支援センター」、「コミュニティサロン」について知っているかたの割合は20%程度にとどまっています。
- ・社会福祉協議会は、地域福祉活動を通じて町民を支援する重要な役割を担っており、地域の福祉を進めるための中核的な団体です。しかしながら、アンケート結果では、「板倉町社会福祉協議会」を知っているかたの割合は約50%となっています。
- ・同じくアンケート調査の結果では、地域住民がお互いに支え合う関係が「必要だと思う」、「あったほうがよい」と思うかたの割合が約80%を占めます。地域活動に「積極的に参加している」、「ほどほどに参加している」かたの割合は約50%、ボランティア活動に「積極的に取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」と「機会があれば取り組んでもよい」を合わせたかたの割合も約50%となっており、福祉活動への関心を高めるため、福祉活動の情報をもっと発信し、これらのかたが福祉に取り組むきっかけをつくっていく必要があります。
- ・地域で暮らすだれもが、年齢、性別、障がいの有無によらず、分け隔てなく、心豊かに安心して暮らしていくためには、お互いの理解が第一歩です。また、公的な制度によるサービスだけでなく、地域での相互の支え合いをしていくこと、すなわち「自助・互助・共助・公助による支え合い」を進めるために、多くのかたが福祉について関心を持ち、自ら積極的に行動することへの理解が必要です。そのために、福祉教育を推進し、地域住民の福祉意識を育んでいくことが求められます。

【町民や地域の取組】

- 地域福祉の意味を理解します。
- 町や社会福祉協議会が発行・発信する情報に興味を持ち、福祉に関する内容に目を通します。
- 町や社会福祉協議会が開催する行事や講演会、勉強会などに参加し、理解を深めます。
- 興味を持って、福祉学習、福祉教育に参加します。
- 家族で福祉の話題を通じて、福祉意識を高めます。
- 募金活動に関心を持ち、積極的に参加します。
- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
地域福祉への理解と関心を高める啓発推進	○自助・互助・共助・公助の連携による支え合いに根差した、「地域福祉」の必要性や活動事例を町のホームページや広報紙などを通じて町民にわかりやすく伝え、福祉活動への理解と啓発を促進します。 ○いたくら福祉まつりを通じて、地域福祉の考え方を周知します。
福祉学習・福祉教育の推進	○学校、家庭、関係機関、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がいのあるかたなどの交流事業や福祉に関する体験学習を通じ、福祉意識を高めます。 ○町民・子ども出前講座を通じて、福祉への理解と関心を高めます。
募金を通じた福祉のこころの育み	○歳末たすけあい運動を通じて、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をテーマに、みんなの寄付文化のこころの育みを目指します。 ○共同募金、赤十字活動資金などへの協力を通じ、地域福祉を担う一員として支え合いの意識を高めることを目指します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
地域福祉への理解と関心を高める啓発推進	○社協だよりやホームページを通じて、「地域福祉」活動の必要性や活動事例を町民にわかりやすく伝え、支え合いに根差した福祉活動への理解を促進します。 ○いたくら福祉まつりを通じて、地域福祉の考え方を周知します。
社会福祉協力校普及事業の推進	○社会福祉協力校普及事業を通じ、体験学習のほか、幅広く福祉への理解を図れるよう協力支援を行います。
募金を通じた寄付文化のこころの育み	○福祉募金を通じて、小学校児童と保護者の理解を高め、子どもからの寄付文化のこころの育みを目指します。 ○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の理解を促進し、みんなの寄付文化のこころの育みを目指します。
視覚障がい者への情報提供の推進	○目の不自由なかたに町や社会福祉協議会の広報紙などの情報を伝達するため、福祉団体の協力により音読サービス支援を行います。

基本施策2 地域福祉の担い手づくり

現状及び課題

- ・近年、地域における生活課題が複雑化・多様化しており、行政だけでは解決できない課題が増加しています。一方で、ライフスタイルの変化により、地域住民同士の関係性が希薄化しています。板倉町においても、共生社会の実現に向けて行政と地域住民との連携が必要と認識し、様々なボランティア活動に取り組んでいますが、定着させることが難しい状況です。今後に向けて、ボランティア活動を活性化させるための支援が必要です。
- ・アンケート調査でも、地域の活動を行う上での問題点として「活動の中心になる人が高齢化している」、「活動する人（特に若年層）の確保が難しい」などがあると回答したかたの割合が高くなっています。地域活動を担う人材の支援・育成が必要です。
- ・板倉町において、地域活動やボランティア活動を行う際に支障になっていることとして、「仕事・学校の都合で時間がない」と回答したかたの割合が高くなっている一方で、「特に支障がない」と回答したかたの割合も高くなっていることから、地域活動やボランティア活動への関心が低くなっている傾向が見られます。

【町民や地域の取組】

- 行政区、民生委員・児童委員などの地域福祉活動への理解を深め、活動に協力します。
- 住み慣れた地域での支え合い、助け合いのために、ボランティア活動や福祉活動に参加します。
- 地域で行われている様々な活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力します。
- ボランティア活動に参加するときは、他のかたにも声をかけ、普及します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
民生委員・児童委員の活動支援	○地域における福祉活動を充実するために、民生委員・児童委員協議会への支援を強化します。 ○民生委員・児童委員の資質向上を図るため、各種研修会を行います。 ○地域の身近な相談役としての民生委員・児童委員の役割を周知し、活動支援体制を強化します。
福祉人材の養成	○自殺の危険を抱えた人びとに気づき、悩みを傾聴し、適切な機関や専門家につなぐためのゲートキーパーを養成します。 ○認知症のかたを地域で支えるために認知症サポーターを養成します。 ○介護予防を自主的・自発的に行う場であるコミュニティサロンや通いの場での活躍が期待される介護予防サポーター、フレイルサポーターを養成します。
ボランティア活動を促進する社会福祉協議会への支援	○町民一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚を持ち、自主的にボランティア活動に参加してもらえるよう、広報紙やホームページを通じ、町内の活動団体の活動目的や活動内容の情報提供と啓発活動を行います。 ○地域での支え合いを促進するために、町民がボランティアに取り組みやすい、新たなボランティアのしくみづくりを目指します。 ○社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図ります。 ○行政とともに公共を担うNPOや各種団体の活動を支援します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
新たな担い手への活動支援	○新たな福祉の担い手を育てるために、大学生などの実習生を介護関係施設や障がい者施設に受け入れます。 ○手話奉仕員を養成し、聴覚障がいについての理解者を増やすことを目指します。
ボランティア活動の啓発・支援	○ボランティア活動の普及を図るために、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を促進します。 ○ボランティア活動保険制度を周知し、安全なボランティア活動の支援をします。 ○ボランティア活動の情報を積極的に発信し、ボランティア活動のきっかけづくりとして、各種講座を開きます。 ○各種講座の受講者をボランティア活動の担い手として結びつけるために、受講後のフォローアップを行います。

基本施策3 地域コミュニティ団体の強化

現状及び課題

- ・行政区への加入率は、令和2年から令和6年にかけて約5%減少しており、約30%の世帯が行政区未加入の世帯となっています。地域住民同士の連携を強化するためにも、行政区への加入を促進する必要があります。
- ・板倉町でも、少子高齢化、人口減少社会のなかで、地域における課題が複雑化していることから、行政区をはじめとした地域コミュニティの強化が求められています。

【町民や地域の取組】

- 行政区に積極的に加入し、様々なコミュニティ活動に参加します。
- 行政区は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めます。
- 地域の一員として、積極的に交流の場に参加します。
- 閉じこもり気味なかたに声をかけ、交流の場に参加します。
- 交流を通じて、地域のかたとのつながりを深めます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
地域 コミュニティ 団体活動への 支援	○各種助成事業を利用し、集会所の整備などを支援します。 ○行政区への加入を勧めるとともに、行政区の自主的な活動を支援し、活動しやすい環境整備を進めます。
地域 コミュニティ 団体との連携	○行政区担当職員を窓口地域住民と行政の連携充実を図ります。
交流の場の設置 運営の支援	○コミュニティサロンや通いの場の設置運営の支援を強化し、交流の場を広げます。 ○障がいや疾患などにより孤立しがちなかたや保護者等が交流できる場の運営を支援します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
地域支援事業の 強化	○閉じこもり対策として、コミュニティサロンの拡充を図ります。 ○コミュニティサロンの活動費補助支援を行います。 ○地域のなかの資源を把握し、生活課題の共有連携強化の場として「協議体」に協力するとともに、生活支援コーディネーターを配置し、町さらには身近な地域での生活支援体制づくりを進めます。

基本目標２ みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり

基本施策１ 包括的な相談と連携

現状及び課題

- ・少子高齢化、人口減少が進むなか、地域には複雑化・多様化・潜在化した課題を抱える住民が増えています。そのような難しい問題をいくつも抱えているかたの相談に対応できるように体制を整備する必要があります。
- ・暮らしの問題で困ったときの相談相手については、「家族・親戚」と回答したかたの割合が約８０％となり、家族がいない一人暮らし高齢者のかたは、暮らしの問題を相談できる相手がいないという状況となっています。このような問題に対応するために、民生委員・児童委員や地域の相談員、関係機関の相談窓口へ相談しやすい体制を整備することが求められています。
- ・難しい問題を、いくつも抱えているかたに対応していくためには、福祉に関係する機関や団体、地域のかたの連携が必要になっています。

【町民や地域の取組】

- 「なんでも福祉相談」について理解し、必要に応じて利用します。
- ひとりで悩まずに、各種相談窓口などに相談します。
- 相談窓口や地域の相談員の情報を理解します。
- 相談窓口、民生委員・児童委員や地域の相談員の情報を身近なかたや近所のかたにも伝えます。
- 社会福祉協議会の広報紙である社協だよりやホームページを読み、その活動内容の理解に努めます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
総合相談窓口の周知と強化	○社会福祉協議会が設置する「なんでも福祉相談」について、町の広報紙やホームページでも広く知らせます。 ○窓口相談において、関係各課及び社会福祉協議会と連携を密にし、ワンストップ相談を目指します。
早期受診のための相談対応	○地域包括支援センターを中心に、介護や福祉などの問題を抱えている高齢者や認知症患者、その家族への相談対応を行い、早期受診及びサービス介入を促します。
福祉関係機関の連携強化	○地域の福祉を進めるために中核的な団体である社会福祉協議会の活動支援を行います。 ○ＮＰＯやボランティアなど関係機関との連携を強化します。

相談支援体制の強化	○障がいのあるかたの重度化、高齢化、親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域全体で支えていくための仕組みである地域生活支援拠点事業の充実を図ります。 ○地域の相談員との連携を強化し、相談支援体制の強化を図ります。 ○障がいのあるかたからの相談に対応する相談支援事業所の後方支援や地域の相談支援体制強化を目的とし、基幹相談支援センターの設置を目指します。 ○毎月1回、町内各公民館への出張相談を実施します。
相談しやすい窓口	○オレンジカフェを拡充し、気軽に相談できる場を確保し、情報提供や疾病予防を推進します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
総合相談窓口による対応	○どこで相談してよいかわからないかたや、相談することをためらっているかたを解決に結びつけるために、「なんでも福祉相談」を設置し、支援が必要なかたの早期把握と、複合的で複雑な問題に対応していくことを目指します。
相談しやすい窓口の取組	○認知症のかたやその家族、地域住民など、どなたでも自由に参加できる集いの場であり、介護や認知症の相談の場である、オレンジカフェ社協を毎月1回以上開催します。
福祉関係機関の連携強化	○地域ケア会議等との連携を強化し、地域課題の情報共有に努めるとともに、地域に必要な福祉サービスの検討をします。
苦情解決窓口による対応	○介護保険事業サービスや地域福祉サービスなどの苦情に対応するため、苦情解決責任者や第三者委員を設置して適切な福祉サービスの提供に努めます。
福祉関係団体連携強化	○老人クラブなど福祉関係団体を対象に事務及び運営補助などの支援を行います。

基本施策2 福祉サービスの充実

現状及び課題

- ・町民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにするためには、生活課題に直面したときに、その課題を解決するための様々な福祉サービスが充実している必要があります。また、それを支えるかたがたの体制が整えられ、財源が確保されていることも必要です。

【町民や地域の取組】

- 町の福祉の計画に興味を持ち、福祉サービスについての知識を深めます。
- 福祉サービスを利用するときには、自分の要望をしっかり伝えます。
- 募金を通じて、地域の福祉に貢献します。
- 町や社会福祉協議会の資金確保の取組について理解します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
安心して利用できる福祉サービスの充実	○要介護者やその家族のニーズや実態を踏まえた利用者本位のサービスを確保するために、3年ごとに介護保険事業計画を見直します。 ○障がいのあるかたで、障害福祉サービスを利用していないかたの親亡き後について、適した障害福祉サービスにつなげられるように、地域生活支援拠点事業等を活用し、支援体制の整備を進めます。 ○保護者の多様化する子育てニーズに対応できるよう、町立保育園、児童館の充実を図るとともに、民間認定こども園、学童クラブなどへの支援を実施します。また、お子さんの年齢に応じた支援ができるように、妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ相談窓口を保健センターに設置します。 ○心身障がい者や高齢者など、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なかたに、タクシー料金の一部を助成します。 ○生活が困窮しているかたに、生活困窮者自立支援制度の各種事業を利用するほか、館林保健福祉事務所と連携して生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を継続的に実施します。 ○民生委員・児童委員の活動が充実していくよう、視察研修の機会を提供するなどの支援を行います。 ○障がいのあるかた一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援ができるよう、相談支援事業者や民生委員との連携を図り、情報収集や相談体制を強化するなど、支援体制の整備を推進します。

地域福祉活動の財源の確保	○地域住民の生活課題解決の中核的な役割を果たす社会福祉協議会への支援を強化します。 ○行政依頼、協力事業を多数担う民生委員・児童委員の活動が充実していくよう活動や研修に必要な経費の支援を行います。
--------------	--

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
安心して利用できる福祉サービスの充実	○生活が困難な状況に陥ったかたが、生活の再建ができるように、必要に応じた貸付を行います。 ○一時的に日常生活上の援助が必要になったかたに、掃除や買い物などの支援をします。 ○一時的に介護が必要になったかたに、介護用品や福祉車両を貸し出します。
地域福祉活動の財源としての募金活動の推進	○地域住民が主体的に地域課題を解決していくために、各種募金への取組を推進します。
在宅福祉サービスの推進	○介護保険事業を運営していくにあたって、質の高いサービスの提供に努めます。 ○障がい福祉事業を運営していくにあたって、質の高いサービスの提供に努めます。 ○高齢者福祉対策として、老人福祉センターの活用を推進します。
児童福祉の充実	○子育て支援事業として、安全・安心な学童クラブ運営に努めます。 ○子育て世帯の保護者等への負担軽減を図る目的で、有償による支援サービスの充実に努めます。

基本施策3 福祉サービスの利用の促進

現状及び課題

- ・福祉サービスの利用を促進するためには、どのような福祉サービスがあるのか、どうすれば利用できるのかを周知し、福祉サービスを必要としているかたに認識してもらう必要があります。しかしながら、アンケート調査では、必要な福祉サービスの情報が「十分に入手できている」と答えたかたは5.3%にとどまります。また、情報が入手できない理由としては、「どこで信頼できる情報を入手したらよいかわからない」が56.1%と最も高く、次いで「情報がむずかしすぎてわからない」が20.5%、「情報量が少なすぎる」が17.8%となっています。

【町民や地域の取組】

- 町や社会福祉協議会が発行・発信する情報に目を通します。
- 成年後見制度について、町の広報や広告、パンフレットなどに関心を持ちます。
- コミュニティサロンや各種教室に参加し、参加者同士の交流のなかから、福祉サービスの情報収集を行います。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
福祉情報の提供の充実	○福祉サービスを必要としているかたが、必要なサービス内容やサービス提供事業者の情報が得られるように、ホームページやSNS等を活用し、わかりやすい情報発信に努めます。 ○制度の改正やサービスの見直しが発生した場合、情報を積極的に発信し、周知徹底を図ります。 ○情報のバリアフリー化の推進として、障がいの特性に配慮した情報を発信します。
権利擁護の推進	○成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度が必要なかたの支援を行います。 ○判断能力が十分でないかたが地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、普及・啓発を行います。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
福祉情報の提供の充実	○社会福祉協議会が実施する事業や福祉情報の発信のために、社協だより、ホームページや SNS 等の充実を図ります。
日常生活自立支援事業の推進	○判断能力が不十分なかたが地域で自立した生活が送れるよう、専門員、支援員による福祉サービスの利用援助を図ります。 ○自立支援事業の利用者の判断能力を見守り、必要に応じて成年後見制度及びその他の制度紹介、他機関との連携により利用援助を図ります。

基本施策4 いきがい・健康づくりの促進

現状及び課題

- ・いきがいを持って過ごすために、健康も大切なことのひとつです。また、健康な高齢者、すなわち元気高齢者が、地域への関わりによりいきがいを持つことも、地域にとって望ましいことです。

【町民や地域の取組】

- 健康づくりに関する教室に参加します。
- 健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
健康づくりの推進	○各種健（検）診事業においては、未受診者への勧奨を行うとともに、生活習慣病予防教室やハイリスク者への保健指導、重症化予防事業を行います。 ○地域社会において健康づくりの意識が高まるようにリーダーを育成し、健康活動が地域に根付くことを目指します。 ○高齢者については、心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施します。 ○被保険者の健康増進と医療費の抑制のため、予防を重点とした保健事業を実施します。 ○医療機関の適正受診について啓発します。
通いの場などの活動支援	○健康づくりや介護予防活動を行うコミュニティサロンや通いの場の活動を支援します。 ○地域活動支援センター運営やその保護者会の活動を支援します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
身体づくりの促進	○老人福祉センターに健康運動器具を設置し、高齢者の体力維持を支援します。 ○地域活動支援センター利用者に対して運動教室を実施し、利用者の体力維持に努めていきます。

基本目標3 みんなで支え合う安全・安心の地域づくり

基本施策1 支え合う地域づくり

現状及び課題

- ・支え合う地域づくりを推進するためには、地域の人による支援や協力が必要です。一方で、地域の人による支援や協力を受けたいかと思うかについては、「受けたい」と回答したかたの割合が約10%と低くなっています。また、受けたいと思う支援の内容については、「あいさつや安否確認などの声かけ」が33.3%と最も高く、次いで「災害時の避難支援・安否確認」が30.8%となっています。
- ・板倉町における高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、令和2年から令和6年にかけて年々増加し、令和6年には36.0%となっており、国や県を上回る水準で推移しています。高齢化率の上昇に伴い、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加していることから、介護サービスだけでなく地域で見守る体制を強化することが求められます。
- ・一方で、高齢者人口の増加とともに、いわゆる元気高齢者も増えることから、元気高齢者を貴重な地域社会の担い手として積極的に位置づけ、「支えられる高齢者」から「支える高齢者」としての大きな方向転換の実現が課題となっています。

【町民や地域の取組】

- 災害時の避難方法について家族と話し合い、支援が必要だと思う場合は、板倉町避難行動要支援者名簿への登録を申請します。
- 日ごろから近所との関わりを持ち、地域での気づきの機会を増やします。
- 地域の子どもの見守りを行い、安全・安心なまちづくりに貢献します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
災害時の要支援者を支える取組	○板倉町避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に支援が必要となる高齢者や障がいのあるかたなどについて、有事の際の支援体制を確立し、安全確保を図ります。 ○災害時に高齢者や障がいのあるかた、児童、乳幼児等が適切に避難できるように「板倉町避難行動要支援者避難支援プラン」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。 ○急病や災害時に備えて、ひとり暮らし高齢者等から申込みがあった場合に救急医療情報キットを配布します。

地域の見守り体制の充実	○独居の高齢者や障がいのあるかたなど生活上の支援が必要なかたについては、介護・福祉サービスだけでなく、地域住民や民間企業と連携して、地域ぐるみで見守り支援等により生活支援体制の充実を図ります。 ○地域の子どもの安全・安心のため、小学校安全ボランティアを推進します。
支え合う地域づくり	○高齢者が高齢者を支える地域づくりを実現するために、介護予防事業を通じた、いきがいづくりや介護予防ボランティアの養成及び活用を目指します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
災害時の要支援者を支える取組	○町と連携を強化し、避難行動要支援者等の情報共有体制を確保します。 ○事業継続計画（BCP）に基づき、災害ボランティアセンターの設置や、スタッフの確保や基礎教育を行います。
地域の見守り体制の充実	○配食サービスを通じて高齢者の見守りを行います。 ○民生委員・児童委員、行政区長等が行う見守り活動を推進します。

基本施策2 地域に住むかたの交流の促進

現状及び課題

- ・アンケート調査によれば、地域の行事への参加度合いは、「ほどほどに参加している」と「積極的に参加している」を合わせると50.7%となっています。一方、「あまり参加していない」と「参加していない」を合わせると49.1%となっています。地域に住むかたの交流を促進するためには、地域の行事への参加率を高める必要があります。
- ・参加したことがある地域の行事については、「行政区の行事・活動」が77.3%、「子ども会、育成会の行事・活動」が36.6%となっています。その他の活動の割合は高いとは言えない状況です。行政区、子ども会・育成会の行事以外の活動に積極的に参加できるような仕組みづくりが必要です。

【町民や地域の取組】

- 地域の一員として、積極的に交流の場に参加します。
- 閉じこもり気味なかたに声をかけ、交流の場に参加します。
- 交流を通じて、地域のかたとのつながりを深めます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
人びとの交流活動の促進	○介護予防、健康増進及び参加者間の親睦などを目的としたコミュニティサロンや健康づくり・介護予防のための通いの場に対し、活動費用を補助し、地域の高齢者の交流を図ります。 ○社会福祉協議会とともに、いたくら福祉まつりを通じて、地域住民の交流を図ります。 ○地域の高齢者が集うコミュニティサロンや通いの場等を拡充し、地域住民同士が交流できる場所と機会を増やします。 ○福祉センターの運営に関し、交流の場・情報収集の場としての機能の充実を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
高齢者・児童生徒の交流活動	○福祉センターの活用や地域でのコミュニティサロンでの参加を推進し、介護予防や親睦を図る場の提供に努めます。 ○体験学習などを通して、高齢者と児童の交流を促進します。
障がいのあるかた等の交流の推進	○地域活動支援センターのプランター配置事業において、地域のかたがたとの交流を図ります。

人びとの 交流活動の促進	○福祉センターを「クールシェア、ウォームシェアスポット」として開放し、地域住民同士が交流できる場を提供することで、利用者同士がつながり、お互いに見守り合う関係性と安全性を構築することを目指します。
-------------------------	---

基本施策3 災害に強い地域づくり

現状及び課題

- ・水害をはじめとする自然災害が全国各地で起きています。災害への備えについて町民の関心は高く、町民アンケートの結果でも、地域の人による受けたいと思う支援・協力として、「災害時の避難・安否確認」が30.8%と高くなっています。災害への積極的な対応により、町民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。

【町民や地域の取組】

- 防災ラジオやお知らせメールなどを活用し、災害時に情報を得るための準備をします。
 - 日ごろから家族で災害についての話をし、具体的な避難方法について考えます。
 - 地域の避難訓練に積極的に参加します。
 - 自主的な広域避難（※）を検討します。
- ※自主的な広域避難：町の指定避難所は、受入れ可能な人数に限りがあるため、災害発生の危険性が高まる前の早い段階で、安全が確保できる町外の親類、知人宅やホテル等の避難先へ避難すること。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
災害への備えの強化	○自主防災組織の強化を図り、防災リーダーの育成に努めます。 ○防災ラジオ、お知らせメールなど、複合的方法で情報伝達を図ります。 ○物資の備蓄など、避難所の環境整備に努めます。 ○洪水時住民避難計画に基づく避難者の受入体制の確立に努めます。 ○要支援者に関し、民生委員、行政区長と連携し、情報収集を強化します。 ○日赤奉仕団や各協力団体の防災協力への取組を支援します。
一人ひとりの災害への備えの支援	○自主的な広域避難を最も推奨していくとともに、災害時に避難計画に基づいた避難行動が確実にとれるよう、防災講習会や避難訓練等をおして周知徹底に努めます。 ○まちで暮らすかたが災害への備えができるように、ハザードマップを周知します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
高齢者・障がいのあるかた等への災害支援	○各施設にて利用者を対象とした避難訓練を実施し、方法や課題を把握し、災害時に行動できるようBCPを適宜見直します。 ○備蓄品を整備し、災害時の支援体制を整えます。

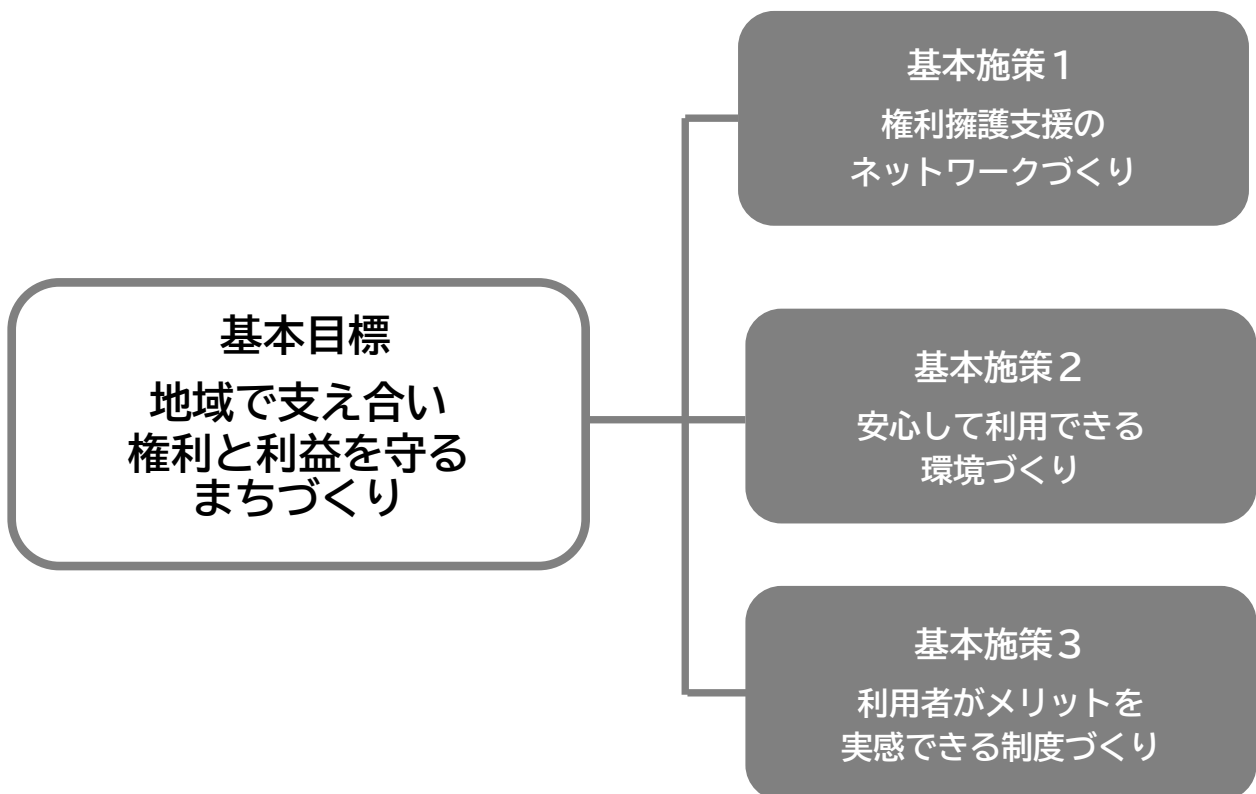
第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と体系

福祉サービスを利用するには、利用するかたが情報を集めて、どのサービスを利用するかを考え、契約を結ぶ必要があります。しかしながら、障がいなどの理由で判断能力が十分でないかたにとって、自分で判断することは難しいことです。また、判断能力が十分でないかたは、日常の金銭の管理が行えなかったり、詐欺などで財産を奪われてしまったりする可能性が高くなります。支援が必要なかたがたが、地域で安全・安心に暮らしていくために手助けをすることが「権利擁護支援」です。

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要なかたを早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につながる福祉支援を目指すために成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

基本目標の実現に向けて以下の施策を実施します。



2 成年後見制度利用促進基本計画の施策の展開

基本目標 地域で支え合い権利と利益を守るまちづくり

基本施策1 権利擁護支援のネットワークづくり

現状及び課題

人口減少と少子高齢化が板倉町でも着実に進行しており、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることから、高齢者に関する課題は今後も地域と一体となって取り組む生活課題の一つであると考えられます。また、障がいのあるかたが、その有する能力に応じて自立と尊厳の保持を保障され、地域のなかで現在の生活、さらには親亡き後の生活が支障なく送れる体制づくりをすることも、高齢者に関する課題と同様に生活課題の一つとなっています。

成年後見制度の利用が必要なかたの状況に応じ、親族、福祉・医療・地域などの関係者が連携して関わり、適切な支援につなげるためのしくみづくりが必要です。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
中核機関の整備促進	○支援推進体制や地域連携ネットワークの中核となる機関に求められる機能について検討し、中核機関として整備を図ります。
地域連携ネットワークの構築	○法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域などの関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応する体制をつくります。
協議会の設置	○福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応などの支援に参画するしくみを整備します。
担い手づくり	○身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に取り組みます。

基本施策2 安心して利用できる環境づくり

現状及び課題

成年後見制度の認知度について、成年後見制度を知っていますかという問いに対しては、約70%のかたが「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」、「知らない」と回答しています。アンケート結果から、成年後見制度に関する理解が住民に行き届いていないという課題が明らかになりました。

成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくなるよう、成年後見制度などの周知啓発が必要です。町及び社会福祉協議会の窓口でも相談を受け付けます。

また、後見人が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組を進めます。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
成年後見制度の周知啓発	○町・社会福祉協議会が連携して、成年後見制度などの周知・広報活動を行います。 ○成年後見制度の利用に関する相談を町・社会福祉協議会で受け付けます。
不正防止の取組の充実	○親族後見人の理解不足・知識不足から不正が生じるケースが多くなっていることから、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人が孤立することなく、日常的に相談などを受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぎます。

基本施策3 利用者がメリットを実感できる制度づくり

現状及び課題

成年後見制度の利用にあたり、あったらよいと思う支援については、約60%のかたが「書類の書き方や申請の支援」と回答しています。次いで、約50%のかたが「法律専門職による相談」と回答しています。成年後見制度の利用を検討するにあたっての相談や申請などの初期段階での支援の必要性が明らかになりました。

また、費用負担能力や身寄りのないかたをはじめ、複合化・複雑化した課題を抱えるかたや長期支援が必要なかたであっても、成年後見制度を適切に利用できるようなしくみが必要です。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
成年後見制度の利用支援	○判断能力が十分でなく後見人が必要な状況にあるが、本人や親族等が申し立てることが困難である場合、成年後見人の申立てに関し、町長申立てなどの支援を行います。 ○申立費用や成年後見人の報酬に関し、負担が困難なかたに対し、助成を行います。 ○今後のニーズや対象者数に基づき、助成のあり方について検討します。 ○日常生活自立支援事業よりも成年後見制度の利用が「より望ましいかた」に対し、成年後見制度の概要や利用手続に関する情報提供、制度の利用手続支援、関係者または関係機関への引継ぎなどを行います。
利用者本人の意思決定支援及び 身上保護	○専門的知見が必要であると判断された場合において、法律・福祉の専門職が本人や親族等を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

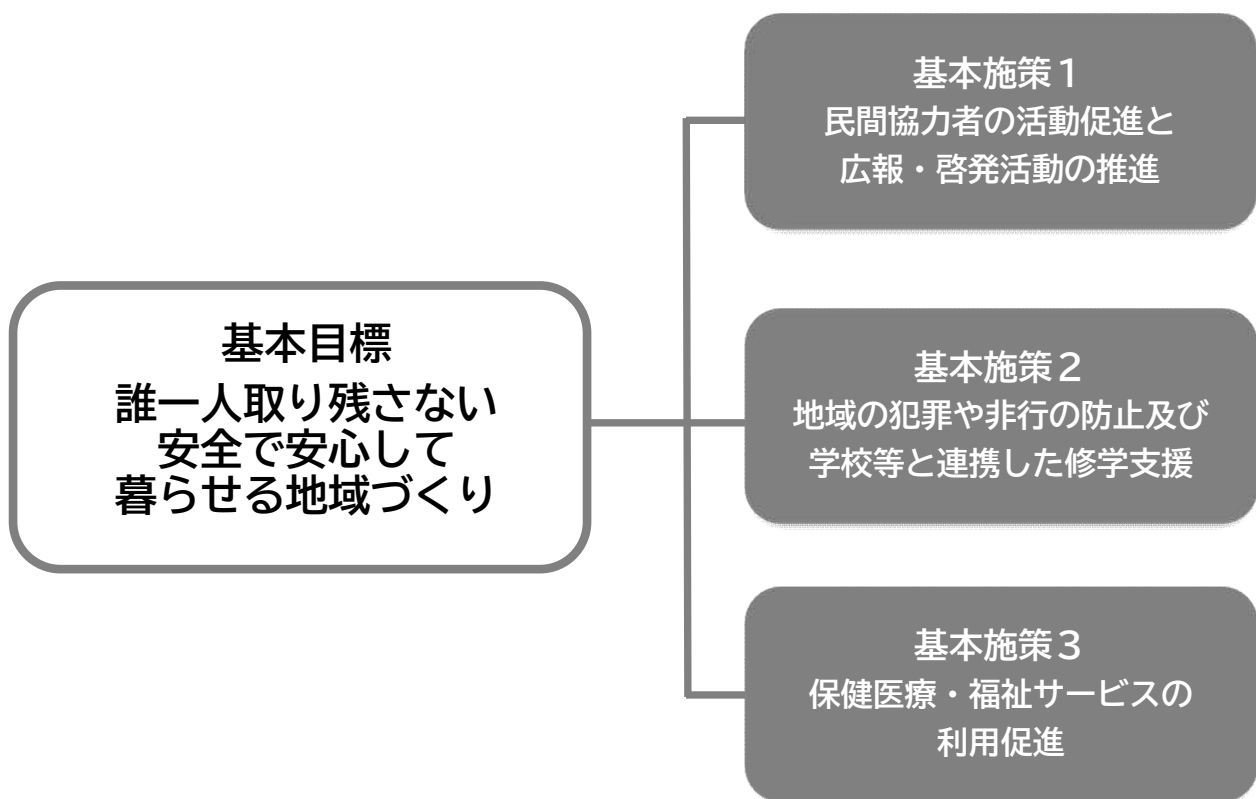
第6章 再犯防止推進計画

1 再犯防止推進計画の基本目標と体系

全国の刑法犯認知件数は平成15年以降減少し、令和3年には戦後最小となりましたが、令和4年以降、上昇傾向となっています。また、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は約50%の数値を示し、ほぼ2人に1人が再犯者であるなど、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が大きな課題となっています。

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるように支援することにより、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、誰一人取り残さない安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、再犯の防止を促進するために再犯防止推進計画を策定します。

基本目標の実現に向けて以下の施策を実施します。



2 再犯防止推進計画の施策の展開

基本目標 誰一人取り残さない安全で安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

現状及び課題

再犯の防止等の取組は、地域において犯罪や非行をした人たちの更生を支える保護司会、更生保護女性会といった多くの民間ボランティアの協力により支えられています。一方、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司の活動は難しく大変だと感じている人が多くなり、後任者の確保に苦慮しています。更生保護女性会も同様に、女性の社会進出が進み働く女性が増える中、ボランティアに協力できる人が減少しています。また、犯罪や非行をした人たちが社会復帰をするためには、町民の理解と協力が必要不可欠ですが、再犯防止等に関する活動や施策は町民にとって身近なものでなく、十分に認知されているとは言えません。

こうした状況を踏まえ、民間協力者の活動を支援できる体制づくりや再犯防止等に関する活動・施策について、町民への広報・啓発活動を進めていきます。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
群馬県再犯防止推進計画の推進	○群馬県再犯防止推進計画に基づいて、町が行うべき取組を積極的に推進します。
地域のネットワーク構築	○前橋保護観察所、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体及び民間団体、町内関係部署による横断的なネットワークを構築し、立ち直り支援に関わる情報交換や課題の検討を行います。
更生保護関係団体との連携・支援	○犯罪や非行をした人たちの更生を助けることや犯罪の予防活動などに積極的に取り組んでいる保護司会や更生保護女性会との連携強化に努めます。
社会を明るくする運動の実施	○犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、社会を明るくする運動強調月間（7月）に合わせて広報・啓発活動を行います。
再犯防止に関する周知・啓発	○町のホームページや広報紙において、保護司や更生保護女性会等の活動について周知し、住民の理解の促進に努めます。また、若者世代にも再犯防止を知ってもらうためのアプローチとして、SNSでの情報発信も視野に入れた幅広い広報・啓発活動を検討します。

基本施策2 地域の犯罪や非行の防止及び学校等と連携した修学支援

現状及び課題

子ども・若者を取り巻く環境は、ニートやひきこもりの増加、SNS を使った誹謗中傷による不特定多数からのいじめ、闇バイトを発端とする重大事件の若年化など、近年、大きく変化してきています。このような環境の中で、子ども・若者の抱える困難は、家庭や学校、地域の課題などが複数に絡み合っており、それが非行につながっている現状があります。また、群馬県における少年院入院者の最終学歴では、中学校卒業や高等学校中退が多くの割合を占めており、十分な教育を受けられていない子どもが非行に走る傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域の関係機関・団体が連携して、継続的な見守りや非行の未然防止のための活動、学校等と連携した修学支援についての取組を進めていきます。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
青少年の成長にふさわしい育成環境づくりの推進	○青少年育成推進委員による地域巡回パトロールを実施します。
町職員による防犯パトロールの実施	○犯罪の未然防止や子どもの安全確保、地域の犯罪抑止機能の向上等を目的に、町内小学校の下校時間に合わせて町職員がパトロールを実施します。
町防犯灯設置の推進	○犯罪の抑止や、夜間における安全性の確保を目的として、行政区と連携した防犯灯の設置を推進します。
社会を明るくする運動における作文の依頼	○町内の中学校に対し、社会を明るくする運動に関する作文の作成を依頼することで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えるきっかけづくりとします。
町内学校におけるいじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決	○「板倉町いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、各学校に教育相談員、スクールカウンセラーを配置し相談機能を充実させることで、不登校等の問題行動の解決や未然防止、早期発見・早期対応を行います。

基本施策3 保健医療・福祉サービスの利用促進

現状及び課題

国の第二次再犯防止計画において、刑法犯で検挙される65歳以上の高齢者は、出所後2年以内に再び刑務所へ入所する割合が全世代の中で最も高いことが指摘されています。また、知的障がいのある出所者は、全般的に再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることが明らかとなっています。高齢者や障がいのある出所者等の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、それらの支援につながらない場合があります。さらに、高齢者や障がいのある出所者等は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多いことから、問題の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となり、支援の開始から終了までに相当な時間を要するという課題があります。

一方、国の第二次再犯防止推進計画では、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内刑務所再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止を推進するうえで最も重要な要素の一つであることが指摘されています。また、再犯の防止には安定した就労が重要ですが、犯罪や非行をした人たちは、求職活動を行う上で必要な知識や資格等を有していないことも多く、求職活動が円滑に進まない場合があるほか、適切な職業選択ができない、職場での人間関係を十分に構築できないなどの理由から、離職してしまうこともあります。

こうした状況を踏まえ、関係機関による相互連携・協力体制の充実・強化を図ることで、高齢者や障がいのある出所者等が地域社会に復帰し、自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービス等の適切な支援につなげ、犯罪や非行をした人の住居や就労の確保を支援するための取組を進めていきます。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
地域包括支援センターによる総合相談支援業務	○町に地域包括支援センターを設置しており、介護・予防・医療・生活支援・住まいなど、総合的な相談支援を行います。
高齢者や障がいのあるかたへの虐待防止と権利擁護体制の充実	○高齢者や障がいのあるかたへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。また、高齢者や障がいのあるかたの権利が守られるように、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援や制度の周知を図ります。
認知症施策の推進	○認知症になったかたがその人らしい生活を長く続けていくため、認知症の概要や認知症になったときの不安を軽減できるような方法をまとめた認知症

	ケアパスを活用し、支援者が正しい知識を身につけてサポートできる体制を整備します。 ○認知症地域支援推進員を中心として、認知症のかたへの早期対応や適時・適切な支援が受けられる支援体制の充実を図ります。
ひとり暮らし高齢者の見守り体制の充実	○民生委員・地域包括支援センターと連携し、見守り活動を実施します。
青少年健全育成に向けた啓発活動	○地区内の青少年育成団体などと協力し、薬物乱用防止等、青少年の健全育成に向けた啓発活動を実施します。
住居の確保への支援	○町営住宅への入居について、犯罪や非行をした人においても、入居条件等について劣らないよう、他の入居希望者と平等な機会とします。
各企業に対する広報・啓発の推進	○刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じた周知を実施します。また、保護観察所が主体となって登録手続きや支援を行っている協力雇用主制度等の周知に協力します。

第7章 計画の推進と進捗の管理

1 計画の推進体制

町民が抱える生活課題を解決し、ともに支え合い、安心して暮らしていくまちをつくることは、町民をはじめ、地域の関係機関・団体や福祉関係事業者、社会福祉を取り巻くすべてのかたが、当事者として参加することで実現されるものです。

このため、これらのかたがたには、それぞれ次の役割が期待されます。

○ 町

- ・地域福祉活動への町民参加の機会を拡充します。
- ・板倉町社会福祉協議会・地域と連携し、地域に根ざした施策の展開を図ります。
- ・多様化するニーズに的確に対応し、専門機関と連携した、きめ細かなサービスを総合的に提供します。

○ 板倉町社会福祉協議会

- ・地域福祉活動の中心的な担い手として、積極的に地域に出向き、地域のコーディネート役を務めます。

○ 福祉サービス提供事業者

- ・利用者本位のサービスを充実します。
- ・利用者の自立支援を基本とし、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容の情報提供、事業者間の連携の強化に努めます。

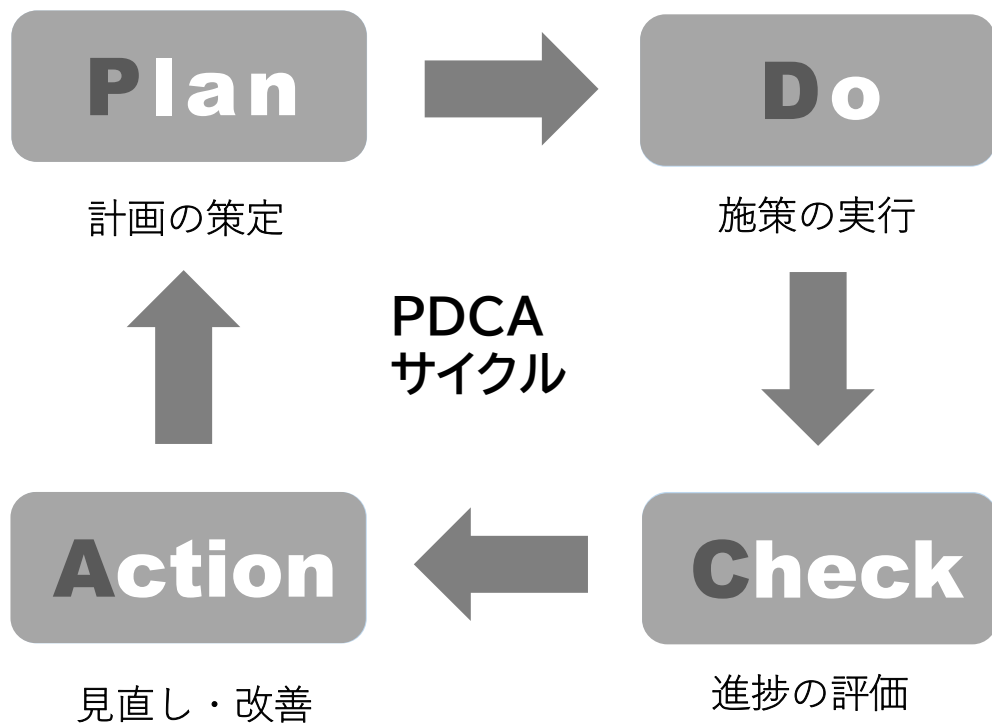
○ 町民

- ・地域社会の一員であることを自覚し、地域福祉に対する意識を高めます。
- ・地域福祉活動の担い手として積極的に社会活動に参加します。

2 計画の進捗を管理する体制

この計画の点検評価については、「PDCAサイクル」に基づいて実施します。「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、進み具合を評価（Check）して、見直し・改善（Action）を行うという4段階を繰り返すことです。

評価（C）のステップで、各施策の実施状況を明らかにし、次の改善（A）につなげていきます。



資料編

1 板倉町地域福祉計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、板倉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定及びその計画の推進のために、板倉町地域福祉計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) その他地域福祉に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 介護・障害サービス提供事業者の代表者
- (3) 地域福祉関係団体の代表者
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 懇談会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 板倉町地域福祉計画等策定懇談会委員名簿

	区 分	役 職 等	氏 名
1	地域代表者	行政区長会長	根岸 尚之
2	介護・障害サービス 提供事業者の代表者	介護保険関係事業者 (ポプラ会 ミモザ荘施設長)	堀越 健寿
3		障がい関係事業者 (相談支援センターほっと所長)	仁木 紀行
4	地域福祉関係団体の 代表者	社会福祉協議会長	峯崎 俊雄
5		民生委員・児童委員協議会長	小谷野 泰一
6		ボランティア連絡協議会長	高瀬 正江
7		老人クラブ連合会長	荒井 富次
8	社会教育関係団体の 代表者	子ども会育成会連絡協議会長	福田 小百合
9		小中学校校長会代表	大隅 敦史
10	その他 町長が必要と認める者	館林保健福祉事務所長	金井 明

3 板倉町地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 板倉町が策定する板倉町地域福祉計画と共同して板倉町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、板倉町における地域福祉活動を推進するため、板倉町地域福祉活動計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 活動計画の策定に関すること。
- (3) 活動計画の推進に関すること。
- (4) その他地域福祉活動に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 介護・障害サービス提供事業者の代表者
- (3) 地域福祉関係団体の代表者
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) 行政関係者
- (6) その他社会福祉協議会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 懇談会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

4 板倉町地域福祉活動計画策定懇談会委員名簿

	区 分	役 職 等	氏 名
1	地域代表者	行政区長会長	根岸 尚之
2	介護・障害サービス 提供事業者の代表者	介護保険関係事業者 (ポプラ会 ミモザ荘施設長)	堀越 健寿
3		障がい関係事業者 (相談支援センターほっと所長)	仁木 紀行
4	地域福祉関係団体の 代表者	民生委員・児童委員協議会長	小谷野 泰一
5		ボランティア連絡協議会長	高瀬 正江
6		老人クラブ連合会長	荒井 富次
7	社会教育関係団体の 代表者	子ども会育成会連絡協議会長	福田 小百合
8		小中学校校長会代表	大隅 敦史
9	行政関係者	板倉町福祉課長	新井 智
10	その他 社会福祉協議会長が 必要と認める者	館林保健福祉事務所長	金井 明

第2次板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画

再犯防止推進計画



令和7年3月発行

発行：板倉町・板倉町社会福祉協議会

編集：板倉町 福祉課

〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町

大字板倉 2682 番地 1

TEL：0276（82）1111

（代表）

FAX：0276（82）1300

社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会

〒374-0132

群馬県邑楽郡板倉町

大字板倉 3411 番地 1417

TEL：0276（82）3900

（代表）

FAX：0276（82）3759